

## はじめに

深川市は、豊かな自然環境に恵まれ、母なる石狩川の流域として肥沃な大地と、豊富な水を背景に、道内有数の水田地帯が広がり、農村と市街地が調和した農業都市を形成しています。

この豊かな環境を守り育て、未来ある子供たちに引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な使命です。

本市では、平成20年11月に「深川市環境基本計画（第1次）」を策定し、「市民が良好な環境の恵みを楽しむこと」や本市が目指す環境の未来像である「自然が豊かで 空気や風景がきれいな コメのまち」を実現するために市民・事業者の皆様と共に様々な取り組みを行ってまいりました。

その結果、市内の清掃活動・環境美化活動・ごみの資源化・地球温暖化防止のための省エネルギー行動の実践など、環境保全行動に取り組む人が着実に増えていることを実感しています。

しかしながら、地球規模の環境に視点を移すと、異常気象により甚大な被害をもたらす自然災害への適応が求められているほか、地球温暖化が進行し、「パリ協定」では地球温暖化対策への取り組みを強化しています。また、身近な地域環境においても、不法投棄問題や、土壌汚染・水質汚濁など様々な問題があります。

国は、こうした状況を受けて、新たに第五次環境基本計画を策定し、少子高齢化、人口減少社会などの課題も同時解決するため、イノベーションの創出や国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成も視野に入れていきます。このため、本市の深川市環境基本計画（第2次）においても、これらの視点を盛り込み策定しています。

本計画では、目指す未来像を実現するため、広い環境の分野から重要なテーマとして6つの分野に絞り込み、それぞれに基本目標を設定しています。市民・事業者・市が一体となって、具体的な取り組みを進め、豊かで快適な自然環境、資源リサイクルや低炭素化が進められる循環型・省エネルギー型社会の実現を目指していきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり「環境審議会」の委員の皆様、また、アンケートなどを通じて貴重なご意見やご提言をいただいた市民、事業者の皆様に、この場をお借りして心より感謝申し上げます。



平成31年3月

深川市長 山下 貴史

## 目次

第1章	計画の基本的事項	
1	深川市環境基本計画の策定にあたって	・・・ 3
	(1) 策定の背景	・・・ 3
	(2) 計画の目的	・・・ 3
2	関連する計画と第1次環境基本計画の進捗状況	・・・ 3～9
	(1) 国の環境基本計画	・・・ 3
	(2) 北海道の環境基本計画	・・・ 4
	(3) 国連の持続可能な開発目標（SDGs）	・・・ 4
	(4) 基礎自治体としての市の役割	・・・ 5
	(5) 第1次環境基本計画の進捗状況	・・・ 6～9
3	計画の位置づけ	・・・ 10
4	計画の方針	・・・ 10～11
5	計画期間	・・・ 11
6	計画の対象範囲	・・・ 12
	(1) 計画の対象地域	・・・ 12
	(2) 対象とする計画の範囲	・・・ 12
第2章	市民アンケート結果及び深川市の現状と今後において取り組むべき事項	
1	第1次環境基本計画の成果と 平成30年実施市民アンケート調査結果（概要）	・・・ 13～14
	(1) 第1次環境基本計画の成果	・・・ 13
	(2) アンケート調査結果（概要）	・・・ 13～14
2	深川市の現状と今後の取り組むべき事項	・・・ 15～20
	(1) 農業（自然・地域環境）	・・・ 15
	(2) 水・水環境（自然・地域環境）	・・・ 16
	(3) ごみ（生活環境）	・・・ 17
	(4) 地球温暖化（地球環境）	・・・ 18
	(5) 共有空間（快適環境）	・・・ 19
	(6) 環境学習・情報発信（教育・文化環境）	・・・ 20
第3章	計画の目標	
1	目指す未来像	・・・ 21
2	基本目標	・・・ 22

第4章	取り組みの内容	
1	施策体系	・・・23～24
2	施策と取り組み	・・・25～30
3	基本目標達成のための代表的な指標と目標	・・・31～32
第5章	環境保全行動指針	
1	市民の行動	・・・33～34
2	事業者の行動	・・・35～37
3	市の行動	・・・38～40
第6章	計画の推進体制・進行管理	
1	推進体制	・・・41
	(1) 市民・事業者の参加	・・・41
	(2) 深川市環境基本計画庁内推進委員会	・・・41
	(3) 深川市環境審議会	・・・41
2	進行管理	・・・41
	(1) PDCAサイクルによる進行管理	・・・41

(参考資料)

○深川市環境基本条例	・・・43～46
○深川市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱	・・・47
○深川市環境審議会への諮問	・・・48
○深川市環境審議会からの答申	・・・48
○深川市環境審議会 委員名簿	・・・49
○環境基本計画策定の経過	・・・50
○アンケート（調査結果の抜粋）	・・・51～56
○用語解説	・・・57～61

※平成31年5月以降の「新元号」については、今後政府から公表されますが、現段階での本計画内の年号の表記については、「平成」表記のままとするもの。

現元号)	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
新元号)	○元	○2	○3	○4	○5	○6	○7	○8	○9	○10
西 暦)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 深川市環境基本計画の策定にあたって

#### (1) 策定の背景

本市は、平成 20（2008）年度に環境施策の基本方針を定めた「深川市環境基本計画」を策定しました。これまでに深川市の豊かな環境を守る様々な取り組みが進められ、平成 30（2018）年度に第 1 次環境基本計画の計画期間が終了します。この間、地球温暖化への関心が高まる中、東日本大震災を契機としたエネルギー施策の転換、生物多様性条約「愛知目標<sup>\*</sup>」の採択、温室効果ガスの排出削減に向けた新たな枠組みとなる「パリ協定<sup>\*</sup>」の採択など、この 10 年間に生まれた新たな考え方や技術進歩等を含めた社会的な変化に対応しながら、これまでの取り組みをさらに進め、より一層、環境を保全するために、第 2 次環境基本計画の策定が必要となっています。

#### (2) 計画の目的

「深川市環境基本計画」は、「深川市環境基本条例」第 3 条の「基本理念」や第 7 条の「施策の基本方針」を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。本計画では、基本理念である「現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを楽しむこと」や、本市が目指す未来像を実現するため、分野ごとに基本的な目標と具体的な施策を設定するとともに、「市民・事業者・市」それぞれの立場における責務と行動指針を定め、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続的な社会を構築するため、目標に向け取り組みを推進するものです。



### 2 関連する計画と第 1 次環境基本計画の進捗状況

#### (1) 国の環境基本計画

平成 30 年 4 月に中央環境審議会は、国の定める環境基本計画について、環境大臣に答申を行いました。これを踏まえ閣議決定され、SDGs<sup>\*</sup>（持続可能な開発目標）の考え方も活用しながら、6 つの「重点戦略」を設定し、イノベーション<sup>\*</sup>の創出や経済・社会的課題の同時解決に取り組む方針を維持しつつ、新たな成長につなげていく内容となっています。

国の第四次環境基本計画は「地球温暖化」「資源循環」「生物多様性<sup>\*</sup>」「水環境」「大気環境」「化学物質」といった重点分野が設定されていましたが、今回の第五次環境基本計画では、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決すべく、新たな視点で横断的な 6 つの重点戦略を掲げています。

## 【国の環境基本計画における重点戦略】

- 1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- 2) 国土のストックとしての価値の向上
- 3) 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- 4) 健康で心豊かな暮らしの実現
- 5) 持続可能性を支える技術の開発・普及
- 6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

### (2) 北海道の環境基本計画

北海道は、平成 20 年 3 月に策定した第 2 次環境基本計画を平成 28 年に見直しを行い、分野別の施策の体系として、「地域から取り組む地球環境の保全」「北海道らしい循環型社会の形成」「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」「安全・安心な地域環境の確保」「各分野に共通する施策の展開」が設定されています。

特に北海道らしさや優先度を考え、重点的に取り組む事項として次の 3 点が掲げられています。

#### 【北海道の環境基本計画における重点項目】

- 1) 野生生物と共生する社会づくり
- 2) 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成
- 3) 豊かな自然の次代への継承

### (3) 国連の持続可能な開発目標 (SDG s)

SDG s は、2000 年に国連のサミットで採択された「MDG s (ミレニアム開発目標)」が 2015 年に達成期限を迎えたことを受けて、これに代わる新たな世界の目標として、国連加盟国の全会一致で採択された国際目標です。気候変動、格差など幅広い国際課題を先進国と途上国の全ての国が関わって解決していく 17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。国内では推進本部を設置し、地方創生の促進のほか、多方面に SDG s の達成に向けた取り組みが求められています。

#### 【国連SDGsロゴ】



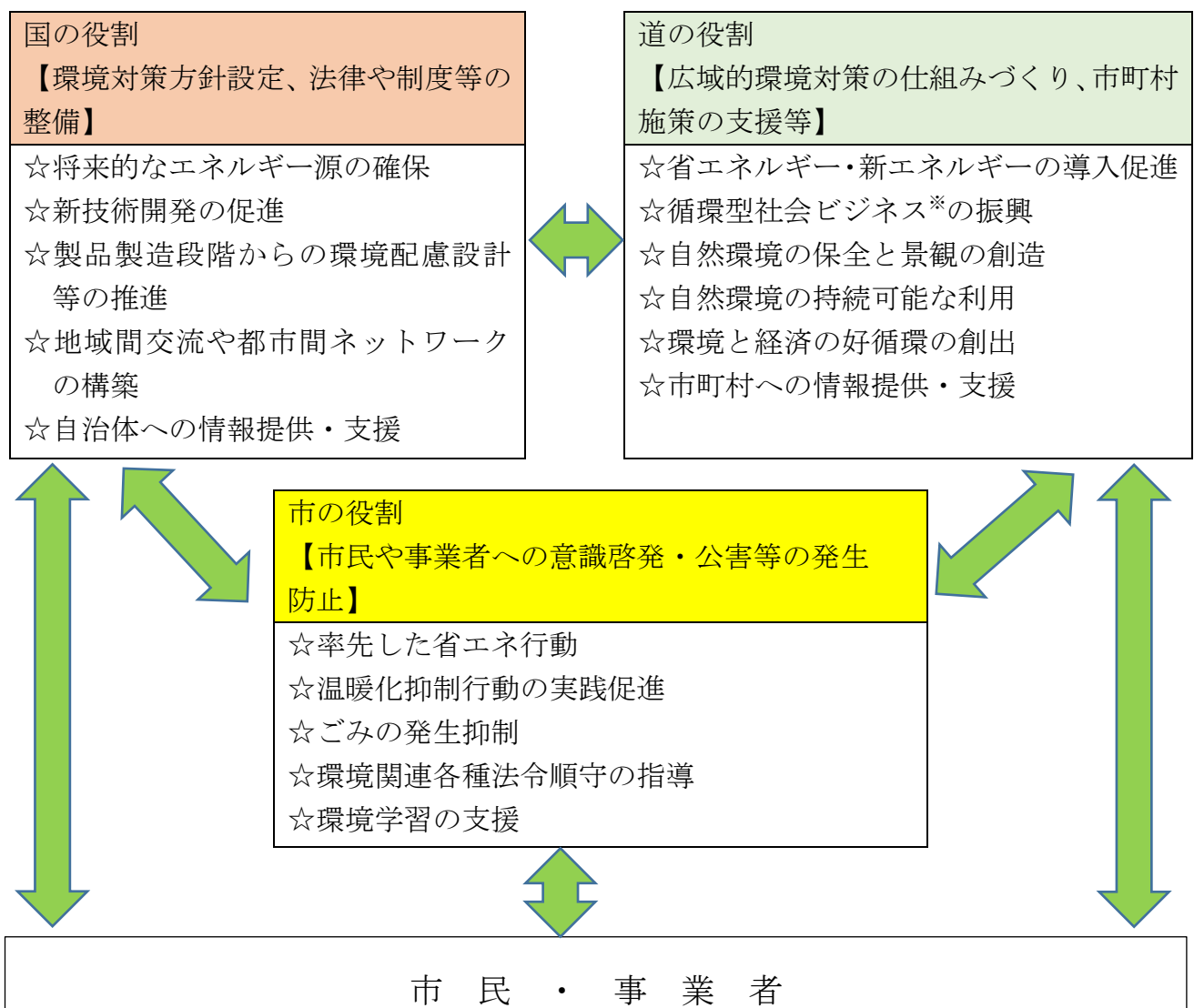
(4) 基礎自治体\*としての市の役割

環境保全\*に関する取り組みは、幅広い分野において、市民や事業者などの立場に応じて取り組みが展開されます。

環境保全に関する取り組みを推進するため、市民や事業者にもっとも近い基礎自治体として、深川市は、以下の役割を担っていきます。

- ①各種事業を通じて、環境保全の取り組み意識を高め、市全体の機運を醸成する。
  - ②市民や事業者のニーズに合わせた情報提供、講座やイベント等の開催により、自発的な環境配慮行動を助長。
  - ③市民や事業者の取り組みを先導する立場として、率先して環境保全に取り組み、その効果等を発信・共有する。
  - ④各種法令に基づく規制分野の申請や届出などから、公害等を未然に防ぐ。
  - ⑤市民や事業者間で生じる環境問題の解決に向けた助言や指導を行うこと。
- これらを踏まえ、具体的な役割分担のイメージを下図に示します。

【国・道・市の役割分担図】





(5) 第1次環境基本計画の進捗状況

第1次環境基本計画では、6つの環境キーワードを設定し、それぞれの目標を達成するための施策を実施しており、具体的な実施状況は次のとおりです。

キーワード①「農業」

目標

◆本市の気象や土地条件等を十分生かして、安全・安心でおいしい農産物を安定的に生産するクリーン農業※を市民全体で推進、支援すること。

◆地産地消を進め、クリーンな農産物の需要を高めた結果、環境が保全されること。環境と農業や食の関係を理解し、実践、参加、交流、支援すること。



実施状況

⇒農業者が化学合成農薬の削減にそれぞれ取り組んでおり、農薬残留検査にかかる費用を市が年平均30件補助しているほか、こめっち新米フェスタ、新そばフェスタなどで深川産のクリーンな農産物のPRを実施しています。



「水稻」



「そば」

キーワード①「農業」

目標

◆農業生産活動等を通じて、耕作放棄地の発生防止や農業資源の保全を図ること。

みんなの地球



実施状況

⇒農業後継者への研修に市が年平均5件・631千円を補助し、中山間地域等直接支払制度※における耕作放棄地防止、景観作物の作付など、年平均29集落・農業者延べ456名の参加において実施されています。環境保全型農業直接支払※は、年平均26名と1組織で15,024千円。多面的機能支払※については、年平均5組織・331,176千円の実績となっています。

キーワード②「水・水環境」

目標

◆石狩川の水質を適正な排水の励行で保全。雨竜川をはじめとした支流の水質を保全すること。



実施状況

⇒浄化槽の使用開始前の指導、生活排水処理施設※の点検・水質検査等により、適正な管理を行っています。また、下水道等への接続促進の啓発を行っています。

## 第1次環境基本計画の進捗状況

### キーワード②「水・水環境」

#### 目標

◆石狩川流域市町村と連携・協力すること。



#### 実施状況

⇒石狩川サミット解散後設立された石狩川流域圏会議※を通じ、情報交換を行っています。また、この会議で平成29年9月に石狩川流域圏ルートサイクリングコースの全体マップを作成し、自然環境に触れるツールや観光資源として活用されるなど、流域の連携が図られています。(上川層雲峡から石狩市はまなすの丘公園までの241km。深川市もコースに含まれています。)

### キーワード②「水・水環境」

#### 目標

◆水資源の涵養や動植物の生息の場となっている森林、それらに連なる河畔林や湿地帯、河川敷地、堤防等の水辺環境を、治水面との整合を図りつつ、河川管理者と協働※で保全すること。



#### 実施状況

⇒森林整備地域活動支援交付金を通じて、路網整備、森林調査が実施されています。また、保存樹木の指定や市民植樹祭の開催、みどりの銀行制度などにより、樹木を守り、育てる意識の啓発を実施しています。



### キーワード②「水・水環境」

#### 目標

◆河川改修で失われた自然環境の再生を提言し、その実現に向けて、河川管理者と協働で努力すること。



#### 実施状況

⇒石狩川旧花園頭首工、北空知頭首工、神竜頭首工それぞれに魚道が設置されています。サケ・サクラマス等の回遊魚を中心とした魚類の生息範囲の拡張が進められています。



キーワード③「ごみ」

目標

◆ごみの発生抑制と資源の循環的利用により環境負荷を低減し、持続可能な社会の実現を目指す。

スプリングフェスタ「フリーマーケット」



実施状況

⇒「春のくるくるリサイクル」と「オータムリサイクルフェア」のイベントを開催し、小型家電・古着・古紙の回収では、ごみの排出抑制と資源化を図っており、回収された物品はリサイクルされ、資源の循環的利用につながっています。また、北空知衛生センター組合\*でも、粗大ごみと燃やせないごみなどの再利用促進のため、リサイクル市を年2回開催しています。なお、スプリングフェスタとオータムリサイクルフェアでは、フリーマーケットの実施により、再利用促進の機会を創出しています。

キーワード③「ごみ」

目標

◆ごみの不法投棄や野外焼却\*等不適正な処理を防止し、良好な自然環境や生活環境の保全に努めること。



実施状況

⇒不法投棄の禁止と野外焼却防止のため啓発パトロールを実施。また、空知地域廃棄物不法処理対策戦略会議と連携し、情報共有と啓発活動を実施しています。

キーワード④「地球温暖化」

目標

◆これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型や、化石燃料依存型の社会生活を反省し、低炭素型の持続可能な社会を創出すること。省エネルギー・省資源の取り組みを推進し、二酸化炭素の排出を抑制していくこと。

実施状況

⇒家庭や事業所における節電などの省エネ行動については、平成30年に実施した市民等アンケート結果から、太陽光発電設備、エコカー\*、LED照明の導入など広く浸透していると考えられます。

市施設における新エネルギーの導入では、道の駅や健康福祉センターの太陽光発電パネルの設置、生きがい文化センターの地下水温度差利用による冷房システムへの活用などのほか、市道道路街灯のLED化も実施しています。

キーワード⑤「共有空間」

目標

◆地域の環境を保全していくために共有空間に対する市民の理解と協働意識の向上を図ること。共有空間の適切な維持管理を図るため、市民による地域組織での取り組みを推進し、環境保全型のまちをつくること。地域活動の強化に努めること。



「アズマヒキガエル捕獲」

キーワード⑥「環境教育」

目標

◆環境教育を通じて、多くの市民が環境について関心と理解を深め、環境保全の行動を起こすこと。気軽に環境について学べる機会の創出や、環境に関する情報の収集・活用、情報の共有化、さらには環境教育を指導する指導者の育成、環境保全活動のリーダーとなる人材を育成すること。

実施状況

⇒ポイ捨てやペットのふん害などは市内各所で見られ、マナー違反について広報紙上での啓発や啓発資材の配布などを実施しています。

⇒町内会や市民の方々は、環境美化パートナー制度、協働のまちづくり活動、深川市環境衛生協会などの活動を通じて共有空間の清掃、維持管理と花壇の設置など美化活動に取り組んでいます。特に環境衛生協会における環境美化運動実践地区活動は、その様子が情報発信されています。

実施状況

⇒深川市と環境衛生協会の共催による環境保全研修会では、「環境映画」の上映、「異常気象と地球温暖化」「アズマヒキガエル」等の研修を行っており、「北海道地域環境学習講座 eco-アカデミア」からの講師派遣を利用した講座や、「ごみ処理施設、リサイクル施設」等の見学を実施しています。

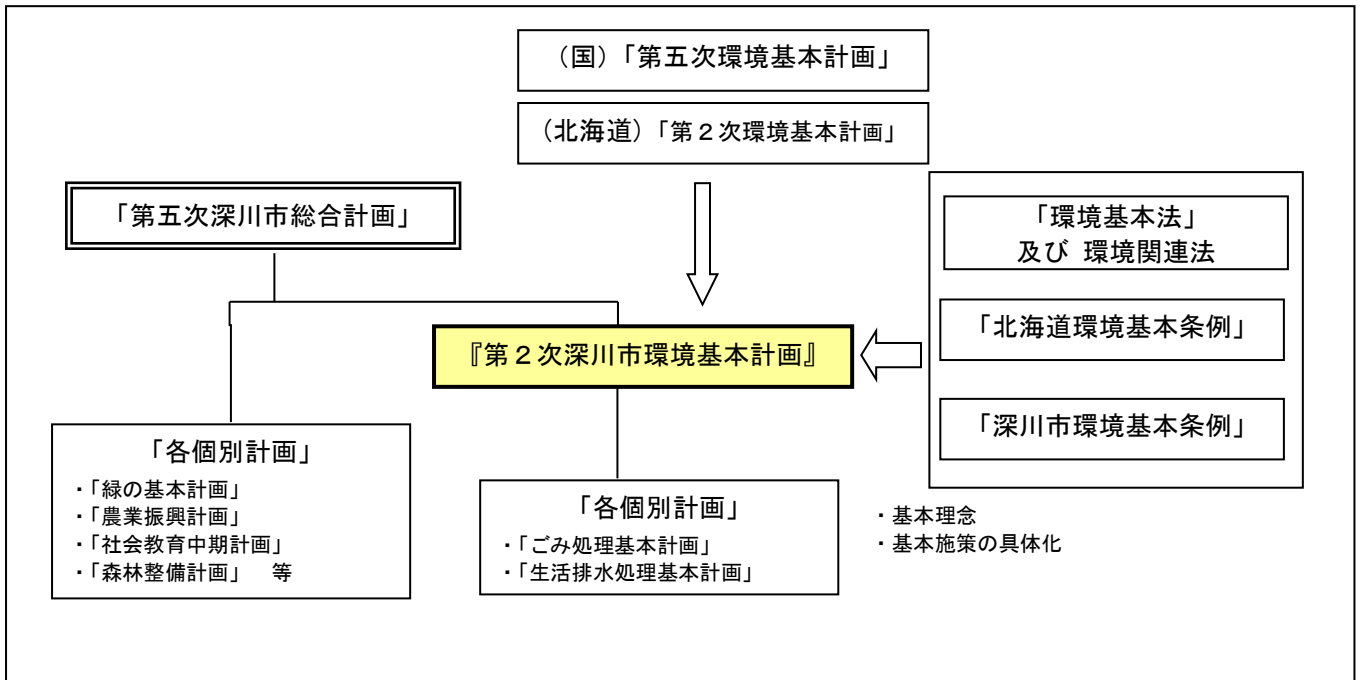
⇒みどりの見学ツアーの開催により緑化事例の視察研修のほか、みどりの体験学習では、子供たちが直接緑と触れ合いながら、自然の仕組みや大切さについて理解を深めています。

⇒第1次環境基本計画では、外来種\*に関する内容を明記していませんが、アズマヒキガエルの駆除活動として拓殖大学北海道短期大学と町内会が連携して取り組み、グリーンパーク 21 における駆除活動の終息を宣言しました。その後、音江地域の大量繁殖もあり、地域住民組織である「深川ひきがえるバスターズ」が結成され駆除活動に取り組まれています。また、この団体では、農業被害が増加しているアライグマについても講習会を開催するなど、外来種問題と生物多様性についての実践者として活動されています。

⇒市内小学校では環境学習として、農業体験や川の生き物調査、枝打ち体験、虫取り・昆虫観察、さけの稚魚放流などが総合学習等の時間に行われています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「深川市環境基本条例」に基づく計画であり、本市の「第五次深川市総合計画（平成24年1月）」国の「第五次環境基本計画（平成30年4月）」や「第2次北海道環境基本計画（平成28年3月改定）」を踏まえ、各個別計画との整合を図り策定するものです。



### 4 計画の方針

第2次環境基本計画を策定するにあたり、次の4つの方針を定め推進していくこととします。

**方針1** 第五次深川市総合計画の目指す都市像「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」の実現に環境の側面から寄与します。

環境保全のためには分野をまたぐ横断的な取り組みが必要であり、第五次深川市総合計画の目指す都市像及び基本理念の実現に大きく関わってきます。環境問題の解決の側面から考え、施策へ反映することが可能であるため、単一施策であるものの、そこから得られる複数の環境問題への効果が期待できます。

第五次深川市総合計画[2012（平成24）年]  
 <目指す都市像> 「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」  
 <基本理念> 美しく豊かな自然環境のもと、農業・林業をはじめとする地域の産業が発展していくこと。  
 市民が心身とも健康で豊かで広い心を持ち、安全で安心して暮らしていけるまちであること。  
 行政と市民の協働により、我がふるさとである「ふかがわ」を創りあげていこうとする姿勢。

## 方針 2

新たな社会的動向や技術的動向を踏まえて、時勢に見合った計画とします。

環境に対する社会の認識は年々変化しており、それに合わせて、技術や市場の動向も変化しています。気候変動問題では、パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、途上国も含めた全ての国が温室効果ガスの排出削減に参加する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。これらの最新動向と今後の見通しを踏まえた、時勢に見合った計画とします。

## 方針 3

国、北海道の計画との整合を図り、基礎自治体としての役割を果たします。

国は平成 28 (2016) 年 5 月に新たな「地球温暖化対策計画」を策定し、平成 25 (2013) 年度比で平成 42 (2030) 年度までに温室効果ガス 26%削減という目標を掲げています。北海道においても平成 32 年度までに 447 万 t-CO<sub>2</sub>削減（対策を講じない場合に推計される平成 32 (2020) 年度の排出量から、975 万 t-CO<sub>2</sub>削減量を見込む）、平成 2 (1990) 年度比 7 %削減を目標としており、市は地域の中の事業所の率先的な実践者として行動するとともに、国及び北海道の計画目標達成のため、市民・事業者へ必要な情報を整理・発信し、自発的行動がなされるよう促す役割を果たしていきます。

## 方針 4

市民、事業者、市が行動すべき責務を明確にし、パートナーシップの強化及び協働を強めます。

個人や事業者の活動と思考が高度に多様化している社会状況においては、これまでの行政が単独で実施する施策から、より複合的に、多様な主体が問題解決にあたる必要があることから、パートナーシップを強化する視点、協働で事業を進める視点を強く意識し、環境施策を考えていきます。

環境に  
やさしい



## 5 計画期間

○平成 31 (2019) 年度から平成 40 (2028) 年度とします (10 ヶ年)。

施策推進の効果や、進行状況と社会情勢の変化を照合し、必要に応じて見直しを行います。



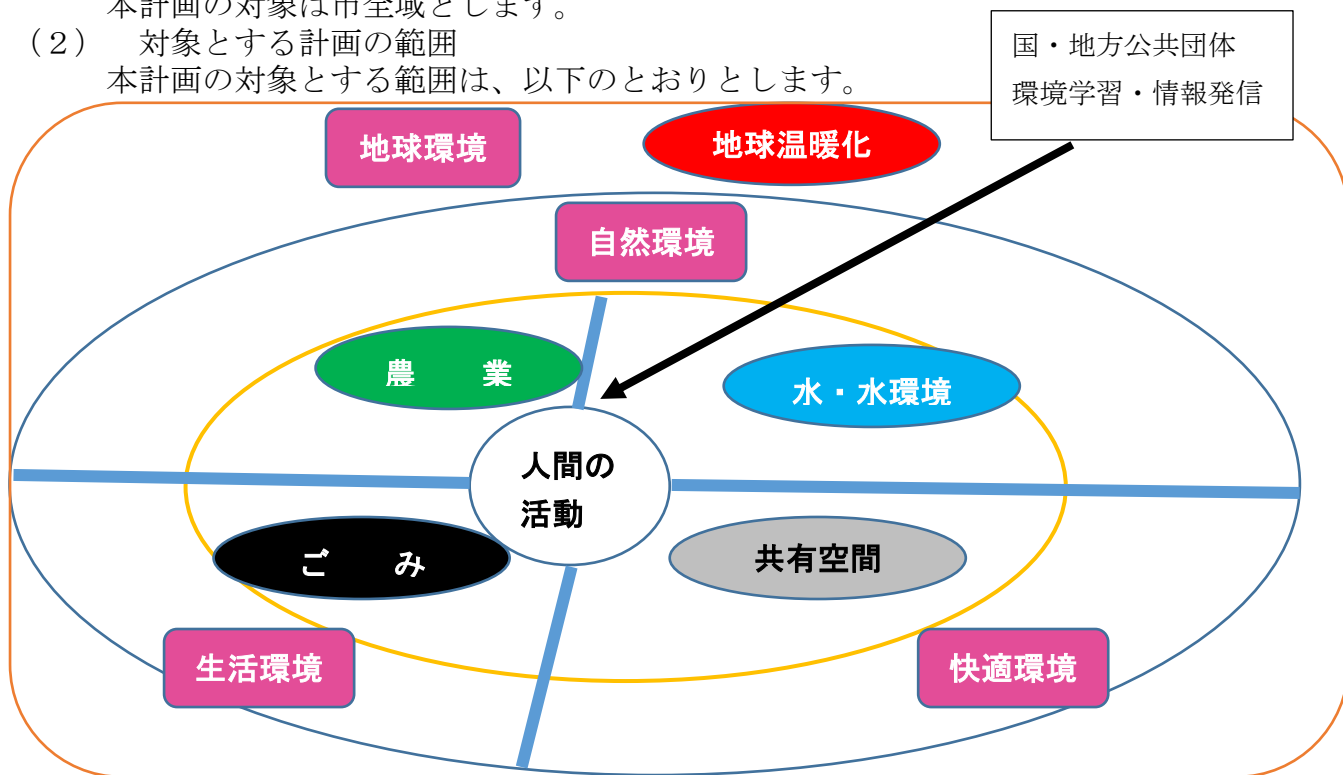
## 6 計画の対象範囲

### (1) 計画の対象地域

本計画の対象は市全域とします。

### (2) 対象とする計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、以下のとおりとします。



◆ 第1次計画では重要性の高いテーマに絞り設定した環境キーワードを、第2次計画においても継承し、計画の対象範囲とします。

『農業』	農業と環境はお互いに影響しあう、重要なキーワードです。本市の基幹産業である「農業」を本計画の特徴的なテーマとして取り上げます。
『水・水環境』	石狩川及びその支流の河川、河川敷地等水辺の環境について、先の農業とも密接な関係にあるキーワードとして取り上げます。
『ごみ』	生活に身近で、関心の高い環境課題として取り上げます。ごみの減量、資源循環、輸送エネルギー等の削減は地球温暖化や環境負荷の低減に、不法投棄の防止やポイ捨て防止は共有空間の保全に関わる分野です。ごみは再使用・資源化に一手間をかけることで大きな減量が可能です。
『地球温暖化』	市民をはじめ世界的にも関心の高い環境問題として取り上げます。環境技術の向上などが行政施策やビジネスとも関係が深く、低炭素社会の構築が今後の重要なテーマとなる分野です。
『共有空間』	公園・道路・河川・森林といった公共の場所や、まちなみ・風景などの維持管理者以外にも多様な恩恵を受けられるもののほか、生物共生空間や大気汚染・騒音など、他者が影響を受ける内容についても、身近な環境課題として取り上げます。
『環境学習 情報発信』	地域や世界における環境の現状を自ら学び、行動し環境問題を解決していくため、学習機会の創出と情報発信がテーマとなる分野です。



## 第2章 市民アンケート結果及び深川市の現状と今後において取り組むべき事項

### 1 第1次環境基本計画の成果と平成30年実施市民アンケート調査結果（概要）

#### (1) 第1次環境基本計画の成果

平成20（2008）年度に策定した第1次環境基本計画に基づき、計画期間の10年間に  
おいて各種の環境保全施策を推進してきました。概ね計画に沿い、取り組みを進め、目  
標数値の達成や実績の積み上げを行ってきました。環境に関するアンケートでも58%の  
市民が環境に関する興味・関心が10年前より高まっていると答え、63.8%の市民と68%  
の事業者が深川市の環境の点数を比較的満足度の高い61点以上としています。その結  
果からみて、本市の住民、事業者、行政の環境に対する意識は向上してきていると考  
えられ、引き続き、第2次計画においても効果的な取り組みを進めていく必要があります。

#### (2) アンケート調査結果（概要）



##### ‡ 農 業

農村環境の保全やクリーン農業の推進を重要と考えている割合が高く、守るべき、残  
したい環境として田園風景や果樹園等を多くの市民や学生が挙げているほか、地元食材  
を積極的に選択しているなど、農業を支えていきたいという意識が高いことがうかがえ  
ます。農業者と市民・事業者の連携を強め、農業者以外の主体が参加していく、環境保  
全の体制を作っていくことで、さらなる環境保全活動の高まりにつながるのではないか  
といった意見が寄せられています。

##### ‡ 水 ・ 水 環 境

水・水環境については、普通の状態と感じている人が大半となっており、積極的な意見などが見受けられず、興味  
関心については、それほど高くないことがうかがえます。目に見える変化がわかりにくいこともありますので、市民  
が日頃から水辺の環境に触れる機会を維持し、興味関心を  
高め、水環境の保全に対する意識を醸成していくことが重  
要と考えられます。



##### ‡ ごみの減量やリサイクル

ごみの分別やリサイクルに回答者の9割以上の方が積極的に取り組んでおり、関心が  
高いことがうかがえます。身近にある環境問題として、ポイ捨てや不法投棄があるとし  
た人が2割おり、事業者の回答では3割にのぼり、両設問中で一番多くなっています。  
そして、ごみの減量とリサイクル、不法投棄と野焼きの禁止を優先すべき課題であると  
した人が8割程度となっています。環境用語の項目では、食品ロス\*の削減が、3R\*  
（リデュース・リユース・リサイクル）を上回り、設問中でも興味関心が一番高いとい  
う結果となっています。

## 地球温暖化

市民が身近な省エネ行動などは既に取り組んでいますが、費用負担が伴う省エネ機器や住宅改修などは導入が進んでいないようです。暮らしや企業活動、公共活動の中でより効果の大きい取り組みが実施されるように助長していくことが重要と考えられます。



「バイオ燃料」



「太陽光 自然エネルギー」



「外来種」

「不法投棄」

## 共有空間

市民にとって、共有財産である自然風景や公園などを守っていきたいという意識を持っている人が多く見受けられる一方で、快適な共有空間に不満を感じる人が一定数おり、その一因は、身近に起こっている問題として「ポイ捨て・不法投棄」があります。これは、市民・事業者・学生の全てで一番多く不満を感じており、「外来種の発生」については市民で多く、事業者・学生では少数見受けられます。また、これらは、優先すべき環境の取り組みとしても高い割合となっています。

## 環境教育（環境学習・情報発信）

環境に対する興味・関心が高まっている人が約6割、高まっていないとしている人が4割となっています。環境関連のイベントへの参加や環境についての話題を取り上げるなどの実践的行動をする割合が低くなっていることから、それらを増やすような取り組みが重要と考えられます。

関心のある環境用語、環境問題では、新しい用語等についての認識は薄いものの、身近にあり、よく聞く言葉、自らの周りで発生している環境問題についての認知率は高くなっています。

「市中心街花街道事業」



環境保全研修会

「異常気象と地球温暖化」

## 2 深川市の現状と今後の取り組むべき事項

### (1) 農 業 (自然・地域環境)

#### 現状

- ◆石狩川や雨竜川流域の肥沃な土地を利用し、水稻を中心に野菜・花き・畜産などの複合経営が行われています。
- ◆山間丘陵地帯では、イモ、豆類、小麦、ソバ等の畑作物が作付されています。
- ◆山麓地帯ではリンゴ、サクランボ等の果樹栽培が行われ、観光農園も盛んであり、風景的にも恵まれています。
- ◆農畜産物価格の低迷や資材高騰などの影響により農家所得が減少しており、さらに農業従事者の高齢化が進み農家戸数の減少が続いています。このため、圃場条件の整備など低コスト生産や作業の効率化を進める動きもあります。
- ◆意欲ある担い手の育成や確保を推進するとともに、認定農業者<sup>※</sup>など、地域の中心となる経営体への農地の利用集積が進められています。
- ◆地力の増進やたい肥による土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用を減らし環境負荷の低減に取り組む農業者や農地・農業用水等の保安全管理に共同で取り組む農業者。さらには、その支援などにより環境と調和した農業が進められています。
- ◆農村の持つ豊かな自然や生態系のほか、農業・農村が環境保全や防災時に機能するなど、多面的な機能を有することが改めて評価されています。
- ◆消費者の農や食に対する関心が高まり、安全・安心でおいしい農産物の需要は一層高まっています。

#### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆環境への負荷を限りなく軽減し、より安全・安心な農産物を安定的に生産・供給していくため、「深川市クリーン農業推進方針」に基づき化学肥料・化学合成農薬の低減、家畜糞尿、農業用廃プラスチック<sup>※</sup>の適正処理の取り組みを引き続き推進していくことが必要です。
- ◆北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、化学肥料・化学合成農薬の使用を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かりやすく表示するため、北海道独自の表示制度「イエスクリーン (YES! Clean) 表示制度<sup>※</sup>」の効果的な活用と市内全域でのイエスクリーン栽培実践を推進していく必要があります。
- ◆また、農業従事者の減少等に伴い、耕作放棄地の発生により、農村の美しい景観や水源の涵養、生態系の保全、洪水防止等の多面的機能<sup>※</sup>の低下が懸念されます。  
農業生産のための農業資源（農地、農業用水等）は、一旦その機能が損なわれると、その復元に多くの経費や労力が必要となります。耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動等を通じた農業資源の保全が重要です。

## (2) 水・水環境（自然・地域環境）

### 現状

- ◆本市の北部から南に雨竜川が、南部には、北海道第一の長流石狩川が貫流し、この両河川を中心に両翼に開ける平地に市街地と水田、畑が形成されています。大雪山を源とする「石狩川」と天塩山地を源とする「雨竜川」の2大河川のほか、音江連峰をはじめとした山々を水源として160余の中小河川が流れています。これらの水域は多くの動植物や水生生物の重要な生息の場となっており、水資源と水辺空間に恵まれています。
- ◆豊かな水資源は河川流域の森林によって育まれます。森林は多様な生物の生息空間であるとともに、土砂流出防止、国土保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を有しています。本市の森林面積は32,441haに達し、市全体の約61%を占めています。
- ◆石狩川、雨竜川及びその支流の水は、農業用水として利用され、その流域に肥沃な水田地帯が形成され、自然景観と一体となった田園風景を作り上げています。  
また、農業用以外にも、人々の飲料水・工業用水や公園内の親水空間として利用されています。
- ◆私たちの生活を支える上水道のほとんどは、「北空知広域水道企業団<sup>※</sup>」が、雨竜川の支流である「幌新太刀別川」に建設した「沼田ダム」を水源とし、安全で美味しい飲料水が供給されています。（水道普及率：95.8% H29 概算）

### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆石狩川、雨竜川では、定期的な水質調査が行われています。これまでの調査結果では、生活環境の保全に関する監視項目は、今のところおおむね基準を満たしている状況にありますが、今後も市民と一体になって水質保全に努め、守り育てていく必要があります。
- ◆両河川に流れ込む営農排水の保全とともに、家庭や事業所の排水を、下水道や合併処理浄化槽<sup>※</sup>等により適正に処理しなければなりません。  
しかし、一部の下水道の未接続世帯や浄化槽の未設置世帯からは、生活排水が側溝等を経由して直接河川に流れ込むことから、この対策を進めていく必要があります。（生活排水処理率<sup>※</sup>：89.1% H29 概算）
- ◆石狩川流域では、これまでの河道の直線化（ショートカット）や護岸工事により、湿地や流域の樹林が消失し、生物の生息・生育環境としての質・量の低下を招きました。このため流域の土地利用や、治水機能の確保という条件の中ではありますが、自然環境を取り戻す努力がなされつつあります。今後とも段階的に時間をかけ、失われた自然環境をできるだけ取り戻すことが重要です。  
流域の経済活動の維持向上・治水上安全度の維持・向上とともに生態系のバランスを修復し、河川環境の多様性を向上することが必要です。（順応的管理：自然からの応答をモニタリングし柔軟に管理）  
※雨竜川水域では、動植物など339科1,094種が確認されており、その中には外来種等も含まれています。  
※水質汚濁の原因はほぼ油類の流出となっており、事故発生抑制の啓発等が重要と考えられます。

【参考資料：北海道開発局「石狩川下流自然再生計画書（H26.1）」、「石狩水系石狩川（下流）河川整備計画（H19.9）」  
「石狩川水系雨竜川河川整備計画（H29.7）」】



### (3) ごみ (生活環境)

#### 現状

- ◆現行のごみの分別種別は、「中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画」に基づき実施されています。北空知管内においては、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の1市5町で組織する「北空知衛生センター組合」において、一般廃棄物を共同処理しています。産業廃棄物については、排出する事業所の責任により、民間の産業廃棄物処理施設で処理されています。
- ◆資源循環型社会の構築のため、平成14年10月から、6分別14種類<sup>※</sup>のごみ分別を行っています。また、平成15年7月には、ごみの排出量に応じた公平な負担を求めめるため、指定ごみ袋制による有料化を導入しました。
- ◆「可燃ごみ」は、歌志内市にある焼却処理施設で焼却しており、処理時の発生熱を回収し発電を行い、施設内で利用するほか、電力会社へ売電しています。また、「生ごみ」は、市内の「生ごみバイオガス化施設」で処理し、発生する「メタンガス」を燃料に発電を行い、施設内の電気や熱源として有効利用しています。
- ◆「不燃ごみ」、「粗大ごみ」は、回収後、リサイクル市などで再利用（リユース）されるほか、機械での破碎や分解作業により、「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「埋立ごみ」になります。「資源ごみ」については種類毎に回収業者に引き渡し、再資源化されています。
- ◆本市のごみの総排出量は、平成29年度において6,777トン、第1次計画開始前の平成19年度の8,683トンと比較すると、約22%の減量が図られています。また、市民1人当たりのごみ排出量は、平成19年度には958<sup>グラム</sup>／日でしたが、平成29年度には917<sup>グラム</sup>／日に減少しています。さらに資源化の指標となるリサイクル率<sup>※</sup>は、平成19年度の19%に対し、平成29年度は変化が見られず同率となっていますが、びんやペットボトル製品自体の軽量化による影響を考慮するとリサイクル率は向上していると考えられます。

#### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆ごみの発生抑制を基本としつつ、限りある資源を有効に活用することは、地球環境の保全にもつながります。このため、「市民・事業者・市」の協働により、3R<sup>※</sup>（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を、より一層推進し、環境への負荷をできる限り低減するとともに、資源循環型社会（持続可能な社会）の構築を目指す必要があります。
- ◆現行の分別収集開始以降、本市の市民1人当たりのごみ排出量は減少していますが、一方では山林・原野等への不法投棄や野外焼却<sup>※</sup>等の苦情も寄せられています。自然環境や生活環境の保全のためには、これらの不適正なごみ処理を防止することが必要です。
- ◆ごみの適正処理  
各種リサイクル法<sup>※</sup>を遵守するとともに、ごみの不法投棄や野外焼却<sup>※</sup>等不適切な処理を防止し、良好な自然環境や生活環境の保全に努めるために、市民・事業者の遵法精神の徹底とともに、不法行為に対する啓発活動やパトロール活動を強化する必要があります。



## (4) 地球温暖化（地球環境）

### 現状

- ◆「日本の年平均気温は、100年当たり1.16℃の割合で上昇しており、平成27年3月の環境省の中央環境審議会では、今後、社会に与える影響が特に大きく、緊急性と確信度の高い、気候変動の影響があると評価された事項として「水稲」、「果樹」、「病害虫・雑草」、「洪水」、「熱中症」等の9項目が挙げられました。これを受けて、国では平成27年11月、「気候変動の影響への適応計画」をまとめ、適応策を推進し、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。
- ◆パリ協定に基づく2020年以降の温室効果ガス削減に向けて日本は、エネルギーミックスと統合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題を考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の二酸化炭素排出削減・吸収量の確保により、平成42年度に平成25年度比で26%削減するという目標を定めています。（10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）
- ◆地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、その影響が最も懸念されている「二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）」は、家庭、工場等のエネルギー消費（＝化石燃料の燃焼）をはじめとした様々な人類の活動から発生しています。もちろん私達の普段の生活からも二酸化炭素が発生しています。
- ◆特に、北海道は、広大な面積に主要都市が点在し、積雪寒冷地でもあることから、移動や暖房の手段として化石燃料に強く依存する傾向があります。このため、1人当たりの二酸化炭素排出量が全国平均を大幅に上回っています。また本市においても同様の傾向を示すものと考えられます。
- ◆北海道では、平成2年度二酸化炭素排出量は5,611万t-CO<sub>2</sub>から平成26年度には6,132万t-CO<sub>2</sub>と9.3%増加しています。1人当たりの温室効果ガス排出量は12.9t-CO<sub>2</sub>/人で、全国10.7t-CO<sub>2</sub>/人を上回っています。
- ◆上記の世界的な温暖化の現状、国の気候変動への適応の必要性、北海道における化石燃料への依存の現状などについては、本市においても同様の状況にあると考えられます。

### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆気候の変動により、熱中症の発症や台風の大規模化等による浸水の発生等への対策の重要性が増しています。暑さ対策の強化や健全な水循環の確保等の取り組みを推進していく必要があります。
- ◆地球温暖化の進行を防ぐためには、温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要です。
- ◆温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすこと、さらに、資源の有効活用、再生可能エネルギー等CO<sub>2</sub>排出量がより少ないエネルギーに転換することが重要です。
- ◆化石燃料依存型のライフスタイル及び企業の生産活動等、社会のあり方を見直し、低炭素型の持続可能な社会を目指します。
- ◆エネルギー消費量の削減は、地球温暖化対策だけでなく、国のエネルギーの自給率の向上や、光熱水費の削減による家計や経営の安定の面でも重要です。

## (5) 共有空間（快適環境）

### 現状

- ◆「所有者」と「利用者」が異なっている公園・道路・河川などを「共有空間」と位置付けられます。共有空間は多くの人々に恩恵を与えていますが、管理が不適切であったり、利用者のマナーが悪ければ、その機能は衰退します。
- ◆きれいなまちなみや風景も多くの人々が恩恵を受けることができる、「共有空間」と位置付けられます。また、安全できれいな空気、騒音のない静かな環境といったものも含まれます。河川や森林などの急速な開発や、事業活動等から生じる公害が発生しないよう注意と配慮が必要です。
- ◆外来種等は、本来この地域には存在しないはずの個体が大量繁殖し、在来種を脅かし、生態系を乱すことなどが問題となります。市内にはアズマヒキガエルやアライグマ、セイヨウオオマルハナバチなどが外来種として広まっています。
- ◆共有空間の利用者の一部がルールやマナーを守らず、道路や公園内でのごみのポイ捨てやペットのふん害等に対する市民からの苦情が寄せられているのも現状です。
- ◆従来、公共の場の維持管理は、所有者である行政機関が担っていました。近年になって、幅広く市民参加を進める手法として、「市民と行政の協働管理（アダプトプログラム<sup>※</sup>）」という考え方が広まりました。本市では、パートナー制度により、市民が地域の共有空間の清掃等の維持管理を担い、市民と行政の協働のまちづくりや、環境美化の意識高揚、そして、地域への誇りと愛着を生み出すことにつながっています。

### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆地域の環境は自分達で守り育てるという自覚を持っている方が多く、地域の環境を保全する活動に参加しています。しかし、地域住民の減少や若者の減少など、人口減少の影響が出始めている地域も見受けられます。広域での連携や省力化、先進機器の導入などにより共有空間の管理の効率化なども含め、共有空間に対する市民の理解と協働意識の向上を図ります。
- ◆助成金などを活用した道路沿いの花のプランター設置、花壇の整備、緑の植樹など、様々な形で、きれいなまちなみづくりが行われています。これらの活動を絶やさず、継続される環境を維持していくことが、まち全体の環境美化につながっていきます。
- ◆道路や公園内のポイ捨てやペットのふん害等、ルールやマナーを守ることを、家庭や職場、学校などで意識啓発を恒常的に行われる環境づくりが必要になります。
- ◆深川市環境美化パートナー制度<sup>※</sup>は、アダプトプログラム<sup>※</sup>の趣旨を取り入れ、道路や河川や公園など公共用地を市民と行政がお互いの役割分担を定めて、両者のパートナーシップのもとで継続的に美化活動を進めていくことから命名されています。両者の協働による「まち美化活動」を進め、「環境美化」にとどまらず、地域への誇りと愛着を育むことが必要です。

## (6) 環境学習・情報発信（教育・文化環境）

### 現状

- ◆環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷がその発生原因となっています。その解決には、市民一人一人が地域や地球規模の環境について関心を持ち、理解を深めるとともに環境保全の行動を実践できる人材を育成する「環境学習の推進」が大変重要です。
- ◆環境教育は、①学校教育②社会教育③家庭・地域教育など、様々な機会を捉えて総合的に取り組むことが重要です。
- ◆本市においては、「学校教育」の分野では、小中学校の総合的な学習の時間等で、農業体験、施設見学（水道、ごみ）、ボランティア清掃活動、サケの稚魚放流など、各校で特色ある授業が行われています。
- ◆「社会教育」の分野では、生涯学習として、各種講座や研修会、出前講座<sup>※</sup>や市民団体による施設見学が行われ、「家庭・地域教育」の分野では、町内会活動を通じ、親子共同活動等が取り組まれています。
- ◆アグリ工房まあぶや生きがい文化センターが開催している自然観察会、天体観測など、自然環境に触れる機会が提供されています。
- ◆環境衛生協会主催の環境保全研修会が様々な環境テーマで、講座や視察研修などが実施されています。

### 今後の課題と取り組むべき事項

- ◆環境に関する「現場」を体感できる体験型環境学習などのメニューを増やすことが、市民、事業者の多くの人に興味を持ってもらう機会を増やすことにつながります。
- ◆環境に配慮したライフスタイルが自然と身に付くよう、学習機会の提供と、適切な情報を随時発信し、市民参加による取り組みを推進していくことが重要です。
- ◆企業における環境に配慮した製品、商品等のメリットや魅力を伝え、消費者の選択が環境を守ることにつながることを効果的に発信することが重要です。
- ◆市のホームページや各種パンフレットなど、様々な媒体を通じて環境施策に係るものや環境に関する情報を積極的に発信していくことが重要です。
- ◆一人世帯や高齢人口の増加等が見込まれる中、環境に関する情報をよりきめ細かに提供し、それを受け取った市民・事業者が主体的な実践することが望まれます。

### 第3章 計画の目標

#### 1 目指す未来像

本計画では、目指す未来像を以下のように定めます。

## <未来像>

豊かな自然と きれいな空気や風景を

みんなが守り育む コメのまち

#### ◆ 設定の経過と意義

- 第1次計画策定時 平成19(2007)年度に「子ども策定委員会」を設置し、理想とする深川市の「環境の未来像」を熱心に検討し、その結果のいくつかをキャッチコピーとして取りまとめました。

それを受けて「市民策定委員会」では、将来の深川市を担う子供たちのメッセージを計画に反映することが重要であると判断し、提案された中から、本市にふさわしい「環境の未来像」を定めました。

このような経過があることから、第2次計画においてもその趣旨を継承し、より主体的に「行動する意識」を表現に加え、目指す未来像として引継ぐこととしました。

- 第五次深川市総合計画 平成24(2012)年度において、「輝くみどりと豊かな心 みんなで創る 我がまち ふかがわ」を掲げ、環境・エネルギーの項目で、①自然との調和、②資源循環型社会の形成、③再生可能エネルギーの導入を進むべき姿として示しています。これらは、第1次環境基本計画の施策にも反映されています。

- 本市は、山や川、森林等の豊かな自然環境に恵まれ、農村と市街地の景観が調和した快適な生活空間の広がる地域です。

本市は、このように優れた環境を背景に農業を基幹産業として発展し、安全で安心な農産物が生産されています。これらには、「澄んだ空気」と石狩川に代表される河川からの「豊かな水」、そして河川流域に広がる「肥沃な大地」が必要不可欠です。私たちは先人が築いてきた環境を守り引き継いでいかなければなりません。

地域の環境を保全していくためには、私たちの日常生活や事業活動が、環境に与える影響を考え、幅広く環境を守るための行動を市民一人一人が行うことが必要です。

本計画は、現在の優れた環境を次の世代に継承していくため、「環境の未来像」を定め、「市民・事業者・市」が連携し、それぞれの立場で環境保全活動に真摯に取り組みます。

## 2 基本目標

本計画では、未来像を達成するために市民・事業者・市の3者が連携して取り組む基本目標を以下のように定めます。

<b>「農業」 基本目標 1</b>	「自然環境にやさしく、成長し発展する農業」を実現する
------------------------	----------------------------

基幹産業である農業が地域の自然環境を守る役割を担っていることがしっかりと理解され、農業者はクリーン農業の推進や環境に配慮した営農を継続し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指します。

<b>「水・水環境」 基本目標 2</b>	「自然や生命を育み、食料生産の基盤となる水・水環境」を守る
---------------------------	-------------------------------

恵まれた水資源と水辺空間が農業、自然景観を育み、それらを支える森林は多様な生物の生息空間として、市の環境の根幹をなしており、市民・事業者・市の3者が、目に見えづらい河川や水源等の変化に気づくよう、日頃から水環境に親しみ、興味を持ち、大切にする意識を高めることを目指します。

<b>「ごみ」 基本目標 3</b>	「持続可能な循環型農業都市」を実現する
------------------------	---------------------

都市部、農村部ともに、生活・事業活動に必要な限りある資源を無駄なく効率的に利用し、資源を長く使い続けられる循環型社会とごみ処理や運搬等にかかるエネルギーが少ない、省エネ型の社会をより一層、浸透させていくことを目指します。

<b>「地球温暖化」 基本目標 4</b>	「エネルギーを無駄にしない暮らし・しごと・まち」を実現する
---------------------------	-------------------------------

地球温暖化が世界共通の喫緊の課題となっていることから、市内に住み、活動する全ての主体が地球温暖化に配慮し、CO<sub>2</sub>など温室効果ガスの排出削減を実行するまちを目指します。

<b>「共有空間」 基本目標 5</b>	「きれいなまちなみと安全な生活空間と動植物の共生」を正しく維持する
--------------------------	-----------------------------------

多くの人々に恩恵を与える共有空間では、花や緑の植栽で彩る景観の向上や健康と安全を害する公害等の発生を抑え、外来種\*や害獣による被害が拡大しないよう行動することを目指します。

<b>「環境学習・ 情報発信」 基本目標 6</b>	「日々の暮らしの中で環境を意識し、守り、育む実践的行動ができる人」を育てる
------------------------------------	---------------------------------------

豊かな自然と農業・農村を守る機能や役割を充実させるために、市民一人一人が環境保全につながる行動を「日常的に実践する」ことが必要不可欠であることから、様々な環境に目を配り、興味を持ち、協働して行動できるよう情報を発信し、学びの場を設け、実践者の育成を目指します。



## 第4章 取り組みの内容

### 1 施策体系

環境の未来像を達成するために必要な施策の体系を以下に示します。

環境の未来像	基本目標	推進項目
<b>豊かな自然と きれいな空気や風景を みんなが守り育む コメのまち</b>	<b>基本目標 1</b>  「自然環境にやさしく、成長し発展する農業」を実現する	<b>【農業】</b> ① 環境と調和した農業の推進 ・地産、地消の推進 ② 農村環境の保全 ・市民、事業者、農業者の協働促進
	<b>基本目標 2</b>  「自然や生命を育み、食料生産の基盤となる水・水環境」を守る	<b>【水・水環境】</b> ① 河川の水質保全 ② 水辺の環境保全 （森林保全・乱開発の禁止）
	<b>基本目標 3</b>  「持続可能な循環型農業都市」を実現する	<b>【ごみ】</b> ① 資源循環型社会の推進（資源化） ② ごみの適正処理（ごみ減量） ③ 不法投棄・野焼き対策の推進
	<b>基本目標 4</b>  「エネルギーを無駄にしない暮らし・しごと・まち」を実現する	<b>【地球温暖化】</b> ① 地球温暖化対策の推進
	<b>基本目標 5</b>  「きれいなまちなみと安全な生活空間と動植物の共生」を正しく維持する	<b>【共有空間】</b> ① 快適な共有空間の保全 ② 安全な生活空間の維持 ③ 適正な生物共生空間の維持 ④ 景観の向上
	<b>基本目標 6</b>  「日々の暮らしの中で環境を意識し、守り、育む実践的行動ができる人」を育てる	<b>【環境学習・情報発信】</b> ① 地域における環境学習の推進 ② 環境情報の収集・発信

## 具体的施策

(1) 環境と調和した農業の推進		◎クリーン農業の推進
		◎クリーンな深川産農産物の消費拡大
(2) 農村環境の保全		◎農業の担い手の確保
		◎耕作放棄地の防止
		◎農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための協働活動の推進
(1) 河川の水質保全		◎適正な排水処理の励行
		◎石狩川流域市町村との連携
(2) 水辺の環境保全		◎水源となる山間部の森林整備・保全
		◎生態系に配慮した水辺環境の維持・改善
(1) 資源循環型社会の推進		◎ごみの発生抑制 = 【リデュース】
		◎ごみの再使用 = 【リユース】
		◎ごみの再生利用 = 【リサイクル】
(2) ごみの適正処理		◎各種リサイクル法*の遵守
(3) 不法投棄・野焼き対策の推進		◎不法投棄の防止
		◎野外焼却*（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止
(1) 地球温暖化対策の推進		◎実効性のある温暖化対策の推進
		◎気候変動に適応する取り組みを推進
		◎省エネルギー・新エネルギー対策
(1) 快適な共有空間の保全		◎市民協働による共有空間の維持管理
(2) 安全な生活空間の維持		◎公害を発生させない配慮の徹底
(3) 適正な生物共生空間の維持		◎生物多様性の認識を深め、適切な対応により生物の共生を図る
(4) 景観の向上		◎美しく快適なまちなみの創造
(1) 地域における環境学習の推進		◎環境意識の向上
		◎指導者及びリーダーの育成
		◎環境学習の実践
(2) 環境情報の収集・発信		◎環境情報の収集・整理・活用

## 2 施策と取り組み

基本目標ごとの目指す姿と施策の展開方向を以下に示します。

### 基本目標①「自然環境にやさしく、成長し発展する農業」を実現する（農業）

#### 【目指す姿】「環境と調和した農業の推進」

- 本市の気象や土地条件を十分生かして、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物を安定的に生産するクリーン農業を推進します。
- 生産された農産物を地元で消費することを進めるため、消費者と生産者の相互の理解を深める活動を推進しクリーンな農産物需要拡大に努めます。

#### 【目指す姿】「農村環境の保全」

- 農業後継者の就農に係る研修等に対する支援や新規就農者に対する支援により農業の担い手を確保します。
- 農業生産活動の維持を通じて、農地や農業用水といった農業資源の保全や、耕作放棄地の発生防止につなげます。
- 農業者が地域住民と一体となって、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るための地域の活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

#### 施策の展開方向

##### （1）環境と調和した農業の推進

- ◎クリーン農業\*の推進
- ◎クリーンな深川産農産物の消費拡大

##### （2）農村環境の保全

- ◎農業の担い手の確保
- ◎耕作放棄地の防止
- ◎農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための協働活動の推進

「地産地消」



「多面的機能の発揮」



基本目標②「自然や生命を育み、食料生産の基盤となる水・水環境」を守る（水・水環境）

【目指す姿】「河川の水質保全」

- 本市の産業や市民生活と密接に結びついている母なる「石狩川」の水質を、適正な排水の励行で保全します。
- 石狩川水系の雨竜川をはじめとした支流の水質保全を、市民全体の責務として考えるとともに、石狩川流域市町村と連携・協力します。

【目指す姿】「水辺の環境保全」

- 水資源の涵養や動植物の生息の場となっている森林、それらに連なる河畔林や湿地帯、河川敷地、堤防等の水辺環境を治水面との整合を図りつつ、河川管理者と協働で保全することを目指します。
- 河川改修で失われた自然環境の再生を提言し、その実現に向けて河川管理者と協働で努力することを目指します。
- 外来種等の放流が及ぼす生態系への影響をしっかりと理解し、生息する動植物の生態系を乱す行為の低減に努めます。
- 山林や河川周辺の森林が本市の自然環境の根幹を構成する一部として保全され、各種計画に基づき、周囲への影響が出ないよう開発を進めます。

施策の展開方向

(1) 河川の水質保全

- ◎適正な排水処理の励行
- ◎石狩川流域市町村との連携

(2) 水辺の環境保全

- ◎水源となる山間部の森林整備・保全
- ◎生態系に配慮した水辺環境の維持・改善



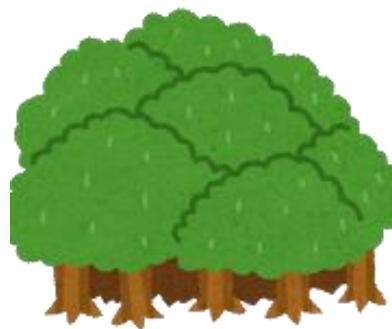
「深川市内を流れる石狩川の眺め」

(写真提供：一般財団法人石狩川振興財団)



「多様な生物の生息や治水機能を持つ石狩川と水辺の森」

(写真提供：一般財団法人石狩川振興財団)



「森林吸収による

CO<sub>2</sub>の削減」

## 基本目標③「持続可能な循環型農業都市」を実現する（ごみ）

### 【目指す姿】「資源循環型社会の推進」

- ごみの発生抑制と資源の循環的利用により、環境への負荷をできる限り低減するとともに、持続可能な社会の実現を目指します。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動が、生活や事業活動の中で当たり前のこととして浸透していますが、さらに効果を高めるため常に新しい情報を取り入れます。
- 環境に負荷を与えない企業のものづくりや、ごみとして廃棄されるときに環境にやさしい商品を選ぶ消費者など、自発的な環境負荷削減行動を推進しています。

### 【目指す姿】「ごみの適正処理」

- 市民・事業者・市がごみの不法投棄や野外焼却等不適切な処理により、自らが住み活動する快適な環境を悪化させるため、それらの発生防止に努め、良好な自然環境や生活環境の保全に努めます。
- 市民・事業者・市が各種リサイクル法を理解し、法律遵守を徹底し、ごみの排出・運搬・処理の行程がスムーズに行われ、安全できれいな環境を保ちます。

### 【目指す姿】「不法投棄・野焼き対策の推進」

- 不法投棄や野外焼却は犯罪であり、環境に対する悪影響を引き起こすことから、家庭や職場における様々な場面において、抑止する教育がされています。また、社会全体で協力体制が築かれ、不法投棄や野外焼却がしづらい環境づくり、通報体制を整えます。

## 施策の展開方向

### （1）資源循環型社会の推進

- ◎ごみの発生抑制＝【リデュース】
- ◎ごみの再使用＝【リユース】
- ◎ごみの再生利用＝【リサイクル】



「ものを大切に使い  
ごみの排出を削減」

### （2）ごみの適正処理

- ◎各種リサイクル法\*の遵守



「エコバッグの使用で  
ビニール袋ごみの削減」

### （3）不法投棄・野焼き対策の推進

- ◎不法投棄の防止
- ◎野外焼却\*（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止



基本目標④「エネルギーを無駄にしない暮らし・しごと・まち」を実現する（地球温暖化）

【目指す姿】「地球温暖化対策の推進」

- 地球温暖化に対する関心と理解を深め、市民・事業者・市の3者の協働によって省エネルギー・省資源の取り組みを推進し、できる限り二酸化炭素の排出を抑制します。
- 家庭・事業所・市施設において、省エネ型設備等への積極的な転換を推進します。
- 市や事業所の事務・事業において温暖化対策を率先して進めるほか、地域における温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組みます。
- エネルギーの効率的な利用や、交通体系が整ったまちづくり、化石燃料だけに頼らないエネルギーバランスの実現、エネルギーの地産地消を進める低炭素社会を目指します。
- 豊富な森林資源による二酸化炭素吸収固定源対策を推進します。
- オゾン層保護対策や酸性雨対策などを温暖化対策と一体的に進めます。

施策の展開方向

(1) 地球温暖化対策の推進

◎実効性のある温暖化対策の推進

- ・地球温暖化対策実行計画\*の検討
- ・COOL CHOICE\*への参加促進
- ・フロン対策の推進
- ・適切な森林管理による森林吸収源の保全の推進（CO<sub>2</sub>）

◎気候変動に適応する取り組みを推進

- ・気候変動に適応するための健康対策（熱中症・疫病対策）の推進
- ・異常気象への対応

◎省エネルギー・新エネルギー対策

- ・省エネルギーを意識した行動のさらなる定着化
- ・省エネルギー機器の導入促進
- ・太陽光パネルなどの新エネルギー機器の導入と適正な管理
- ・エネルギー効率を意識したまちづくりの推進
- ・化石燃料のみに頼らないエネルギーバランスの実現



賢い選択

「環境省 COOL CHOICE  
キャラクター 君野ミライ」



基本目標⑤「きれいなまちなみと安全な生活空間と動植物の共生」を正しく維持する  
(共有空間)

【目指す姿】「快適な共有空間の保全」

○地域の環境を保全していくために、市民・事業者・市の3者が共有空間に対する理解と協働意識の向上を図ります。共有空間の適切な維持管理を図るため、市民による地域組織をはじめとした様々な主体がそれぞれの得意分野で協力して参加する取り組みが推進され、環境保全型のまちづくりを目指します。

【目指す姿】「安全な生活空間の維持」

○事業活動に伴う公害の発生を防止し、環境への影響を事前に評価し、生活環境への影響に配慮します。

【目指す姿】「適正な生物共生空間の維持」

○多様な生物が生息する、水辺や森などの自然が豊富に存在し、人と動物が共生する空間を維持します。また、外来種等の持込みや放流がなくなり、適切な生態系を維持します。

【目指す姿】「景観の向上」

○緑や花が街中や住宅を彩り、ポイ捨てなどがなくなり、美しく快適なまちなみを目指します。

施策の展開方向

(1) 快適な共有空間の保全

◎市民協働による共有空間の維持管理

(2) 安全な生活空間の維持

◎公害を発生させない配慮の徹底

(3) 適正な生物共生空間の維持

◎生物多様性の認識を深め、適切な対応により生物の共生を図る

(4) 景観の向上

◎美しく快適なまちなみの創造

・深川らしい田園風景と調和した魅力あるまちなみを創造する



「オープンガーデン」による良好な景観の維持



ペットのふんを放置しない共有空間のマナー

基本目標⑥「日々の暮らしの中で環境を意識し、守り、育む実践的行動ができる人」を育てる（環境学習・情報発信）

【目指す姿】 地域における環境学習の推進

- 環境教育を通じて、多くの市民が環境について関心と理解を深め、環境保全の行動を起こすことを目標とします。
- 気軽に環境について学べる機会の創出や、環境に関する情報の収集・活用、情報の共有化、環境教育における指導者の育成、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を目指します。

【目指す姿】 環境情報の収集・発信

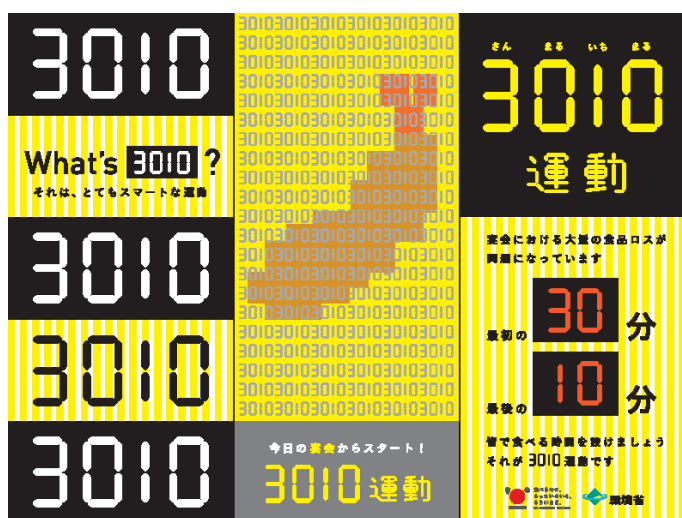
施策の展開方向

(1) 地域における環境学習の推進

- ◎環境意識の向上  
⇒環境に配慮した生活・事業活動・行政活動の支援
- ◎指導者及びリーダーの育成  
⇒環境活動、環境教育を行う団体・事業所や人材との協働
- ◎環境学習の実践  
⇒環境学習・体験の機会づくり

(2) 環境情報の収集・発信

- ◎環境情報の収集・整備・活用  
⇒環境に関する情報の整理と効果的な発信



「3010 運動普及啓発 POP」



「環境省食品ロス削減キャラクター」

### 3 基本目標達成のための代表的な指標と目標

第3章において定めた6つの基本目標を達成するために、市民・事業者・市の3者が協働して取り組むべき目標値を定め、以下に示します。

基本目標1 「自然環境にやさしく、成長し発展する農業」を実現する			
施策の方向性 【農業】	指標	基準 平成29（2017）年度	目標 平成40（2028）年度
①環境と調和した 農業の推進	YES!Clean 農産物の割合	45.2%（H29実績値） （制度に基づく主要農作物の作付面積）	増加させる
②農村環境の保全	耕作放棄地	0ha	増加させない
基本目標2 「自然や生命を育み、食料生産の基盤となる水・水環境」を守る			
施策の方向性 【水・水環境】	指標	基準 平成29（2017）年度	目標 平成40（2028）年度
①河川の水質保全	石狩川、雨竜川 の水質	環境基準*を達成 pH7.4（H29実績値）	環境基準を達成 （水素イオン濃度 pH6.5 以上 8.5 以下の指標など）
①河川の水質保全	生活排水処理率	89.1%（H29実績値）	92%
②水辺の環境保全	森林面積 （水辺の森林保 全・整備）	市内森林面積 32,441ha	現状の水準を維持する
基本目標3 「持続可能な循環型農業都市」を実現する			
施策の方向性 【ごみ】	指標	基準 平成29（2017）年度	目標 平成40（2028）年度
①資源循環型社会 の推進	市民1人当たり のごみ量	917 g/日（H29実績値）	871 g/日 （5%減）
①資源循環型社会 の推進	リサイクル率 の向上	19.25%（H29実績値） <small>（資源化量+再生利用量+集団回収量） （ごみの総処理量+集団回収量）×100</small>	25%
③不法投棄・野焼 き対策の推進	不法投棄・野外焼却 通報件数	26件（H29実績値）	0件

③不法投棄・野焼き対策の推進	不法投棄・野外焼却パトロール実施回数	年2回 (H29実績値)	年2回 現状の回数を維持
③不法投棄・野焼き対策の推進	パトロール協力協定締結数	1件 (H30実績値)	件数増加

#### 基本目標4 「エネルギーを無駄にしない暮らし・しごと・まち」を実現する

施策の方向性 【地球温暖化】	指標	基準 平成25 (2013) 年度	目標 平成40 (2028) 年度
①地球温暖化対策の推進	市内全部門 CO2排出量	186千t CO <sub>2</sub> (市内家庭部門ほか全部門合計値)	143千t CO <sub>2</sub> (市内家庭部門ほか全部門合計値)
①地球温暖化対策の推進	熱中症予防対策 講座の開催	3回 (H30実績値)	年3回以上

#### 基本目標5 「きれいなまちなみと安全な生活空間と動植物の共生」を正しく維持する

施策の方向性 【共有空間】	指標	基準 平成29 (2017) 年度	目標 平成40 (2028) 年度
①快適な共有空間の保全	環境美化運動 取り組み町内会数	15町内会/年 (平均値)	18町内会/年
③適正な生物共生空間の維持	アライグマ捕獲数	76頭 (H29実績値)	110頭
④景観の向上	良好な景観をつくる 施策の数	無電柱化 オープンガーデン 環境美化パートナー他	施策数の増加

#### 基本目標6 「日々の暮らしの中で環境を意識し、守り、育む実践的行動ができる人」を育てる

施策の方向性 【環境学習 ・情報発信】	指標	基準 平成29 (2017) 年度	目標 平成40 (2028) 年度
①地域における環境学習の推進	環境保全研修会の 参加者数	50人 (平均参加者数)	50人以上 (増加)
①地域における環境学習の推進	環境学習・出前講座 体験メニュー	12 (市把握分)	12以上 (増加)
②環境情報の収集・発信	各種イベントでの 啓発	3回	3回以上 (増加)



## 第5章 環境保全行動指針

市民・事業者・市の3者が基本目標と目標値を達成するための、具体的な取り組みを以下に示します。

### 1 市民の行動

市民の取り組み	
【農 業】	(市民の取り組み)
クリーン農業の推進	○SNS*や口コミなどによるクリーン農業の良さを情報発信
クリーンな深川産 農産物の消費拡大	○スローフードフェスタ、こめっち新米フェスタ、新そばフェスタ、アップルフェスタ、道の駅「収穫祭」等農業イベントへの参加 ○フードマイレージを意識した地産地消の食品選択
農業の担い手の確保	○独身農業者との交流及び農業者間の交流
耕作放棄地の防止	○農村環境の魅力を発掘・情報発信
農業・農村の有する多面的 機能の維持・発揮を図るた めの協働活動の推進	○多面的機能支払（農地維持支払、資源向上支払）などの共同活動への参加 ○環境保全活動への参加・協力
【水・水環境】	(市民の取り組み)
適正な排水処理の励行	○洗剤の適量使用、台所から油を流さない等適正排水の励行 ○下水道等の生活排水処理施設への接続・設置
石狩川流域市町村との 連携	○市民間での交流を促進し、相互理解の醸成 ○砂川遊水地での川下りイベントへの参加
水源となる山間部の 森林整備・保全	○植林や育林等の活動、木育イベントへの参加 ○森林伐採の届出による適正な森林管理の実施 ○間伐材を利用した地元産木工製品等の積極的購入
生態系に配慮した 水辺環境の維持・改善	○河川愛護、緑化推進等への参加 ○石狩川クリーンアップ作戦や清掃活動への参加 ○アズマヒキガエル等外来生物の放流等をしない
【こ み】	(市民の取り組み)
ごみの発生抑制 = 【リデュース】	○食品ロスの削減（食べ残し・賞味期限切れ廃棄） ○丈夫で長く使えるものを選択し修理しながら大切に使う習慣 ○必要のないもの、すぐ捨てるものは買わない習慣 ○レンタルサービス等の活用（共同で使う意識）
ごみの再使用 = 【リユース】	○フリーマーケットやフリマアプリ*の活用 ○リサイクルショップの活用（売却と購入）
ごみの再生利用 = 【リサイクル】	○びん・かん・ペットボトル・新聞等資源物の分別排出徹底 ○店頭でのメーカー自主回収品（インクカートリッジ等）の回収協力 ○断熱材、RPF（廃棄物固形燃料）等リサイクル製品の利用

【こ み】つづき	(市民の取り組み)
各種リサイクル法の遵守	○家電4品目・自動車・自動二輪車等の適正な処理 ○タイヤ・消火器・農薬・毒劇物等の処理困難物*の適正処理 ○地域ぐるみでゴミ出しマナーの向上とゴミボックスの維持管理
不法投棄の防止	○不法投棄を見かけたら特徴を覚えてすぐ通報 ○顔見知り、顔なじみ効果で不穏な動きをけん制 ○敷地内の管理の徹底と、柵、車止めの設置で予防
野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止	○不完全燃焼で発生するダイオキシンの危険性を認識 ○道路交通、近隣住民への煙・臭いの迷惑・被害を認識 ○野外焼却の通報への協力
【地球温暖化】	(市民の取り組み)
実効性のある温暖化対策の推進	○COOL CHOICEへの積極的参加 ○環境情報に興味を持ち、地球温暖化対策に取り組む
気候変動に適応する取り組みを推進	○正しい知識に基づき熱中症・感染症等の健康被害を予防 ○日頃から異常気象による災害等に備える
省エネルギー・新エネルギー対策	○家庭における省エネ行動の実践、省エネ商品等の選択 ○再生可能エネルギー等の低炭素なエネルギーへの転換
【共有空間】	(市民の取り組み)
市民協働による共有空間の維持管理	○きれいな風景と快適な環境が人々の暮らしを豊かにすることを認識 ○皆が使う共有空間の清潔さと快適さを保つよう行動
公害を発生させない配慮の徹底	○灯油タンクの劣化や事故による灯油流出等土壌汚染や公共水域への流入防止に努める ○隣家、階下等へトラブルとなるような騒音防止に努める
生物多様性の認識を深め、適切な対応により生物の共生を図る	○調和のとれた生態系を維持し、多様な生物が健全に生息できる環境づくりに努める
美しく快適なまちなみの創造	○水や緑と田園風景の調和がとれた、統一感のあるまちなみづくりやまち全体の価値向上と魅力の創出に協力
【環境学習・情報発信】	(市民の取り組み)
環境意識の向上	○環境学習やイベントの運営支援を行うなど、地域で率先して行動する
指導者及びリーダーの育成	○指導者・リーダーとなりうる、技能・知識を持った人の情報を行政や事業所と共有し、育成につなげる
環境学習の実践	○所属団体や職場において、環境に関するテーマを選択し、学習の場を作る
環境情報の収集・整理・活用	○市などが発信する様々な環境情報を、ホームページ・広報等で入手し、活用する

## 2 事業者の行動

事業者の取り組み	
【農 業】	（事業者の取り組み）
クリーン農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーン農業の導入と実践 [農業者]</li> <li>・地力の維持 - 増進、化学肥料の低減、化学合成農薬の低減</li> <li>・農業用廃棄物の低減、適正処理</li> <li>○「環境保全型農業直接支払」の実践</li> </ul>
クリーンな深川産 農産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報公開の推進（生産履歴<sup>※</sup>、トレーサビリティ<sup>※</sup>） [農業者]</li> <li>○地産地消、クリーンな農産物を活用したメニューの提案・提供 [飲食店]</li> <li>○クリーンな農産物のPR及び積極的販売 [農業者、小売店]</li> </ul>
農業の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後継者の育成や法人化等の検討、新規就農希望者の研修受入 [農業者]</li> <li>○農業後継者・新規参入者への支援、認定農業者の育成と支援</li> </ul>
耕作放棄地の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄地の発生防止活動の実践</li> <li>○担い手に対する農地の集積</li> </ul>
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「中山間地域等直接支払」、「多面的機能支払」（「農地維持支払」、「資源向上支払」）などの共同活動の実践</li> <li>・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組の導入</li> <li>・環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築 [農業者]</li> </ul>
【水・水環境】	（事業者の取り組み）
適正な排水処理の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○洗剤の適量使用、台所から油を流さない等適正排水の励行 [事務所、飲食店等]</li> <li>○工場・事業場からの排水の水質管理の励行 [事業者]</li> <li>○化学肥料、農薬の使用を低減したクリーン農業推進による河川への負荷抑制 [農業者]</li> <li>○畜産業においては、家畜ふん尿等の適正処理 [農業者]</li> </ul>
石狩川流域市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動が流域市町村へ及ぼす影響の認識及び情報の発信</li> <li>・上流に対して、農業用水としての重要性の訴え</li> <li>・下流に対して、農業を含めた事業活動に伴う影響の認識</li> </ul>
水源となる山間部の森林整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植林や育林等の活動、木育イベントの実施 [事業者・林業者]</li> <li>○森林機能と景観に配慮した森林開発の実施 [事業者]</li> <li>○間伐材を利用した木質バイオマス等の活用 [事業者]</li> </ul>
生態系に配慮した水辺環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水辺の魅力を活用したビジネスモデルの構築</li> <li>○CSR<sup>※</sup>活動として水辺の美化運動の実施</li> <li>○レクリエーション等での水辺の活用</li> </ul>

【ごみ】	（事業者の取り組み）
<b>ごみの発生抑制</b> = 【リデュース】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロスの削減（需給バランスの徹底・廃棄期限の見直し）</li> <li>○バラ売り、量り売り等の販売促進 ヨーロッパ等先進国を参考に</li> <li>○詰め替え商品等の省資源型商品の充実</li> <li>○破損・汚損を防ぎ、ごみの発生を抑えた作業工程の検討</li> <li>○容器包装（レジ袋、紙包装等）の減量化</li> <li>○ごみの発生抑制に配慮した事業活動の推進 （ペーパーレス化、生物分解性製品の利用促進等）</li> </ul>
<b>ごみの再使用</b> = 【リユース】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○同業他者間での機材・資材等の共有化</li> <li>○再使用に配慮した事業活動の推進 ・再使用を前提とした商品の開発と販売（リターナブルびん*、リサイクルトナー、詰め替えインク）</li> </ul>
<b>ごみの再生利用</b> = 【リサイクル】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル資源の確実な回収と消費者の購入意欲を結びつけた販売戦略の展開（CSR*の効果的な活用）</li> <li>○店頭での自主回収品目の充実</li> <li>○断熱材、RPF（廃棄物固形燃料）等リサイクル製品の開発</li> </ul>
<b>各種リサイクル法の遵守</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正処理の実践 ・各種リサイクル法に基づいた処理 ・処理困難物等の適正な処理（買い替え時等） ・処理困難物の受入</li> </ul>
<b>不法投棄の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄をしない、させない従業員教育の徹底・不法投棄を許さない事業所として地域との信頼関係を築く</li> <li>○事業所内外の整理整頓と柵の設置等物理的な予防実施</li> <li>○営業、外回り時の不法投棄監視、通報への協力</li> </ul>
<b>野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野外焼却によるダイオキシン発生と健康被害、火災発生の危険性、違法性の認識向上（懲役及び罰金刑の認識）</li> <li>○野外焼却の通報への協力</li> </ul>
【地球温暖化】	（事業者の取り組み）
<b>実効性のある 温暖化対策の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○COOL CHOICEへの積極的参加</li> <li>○オフィスでの省エネ、省資源行動の推進。対策の予算化。省エネ、省資源行動による経費削減の見える化。節電中、省エネ行動実施中などのステッカー、シール等による掲示でPR、見える化</li> <li>○エコドライブ*の実践</li> <li>○オフィスの緑化の推進</li> <li>○環境ISO14001*の認証取得</li> <li>○エコアクション21*の認証取得</li> <li>○技術革新による温室効果ガスの排出抑制への貢献</li> </ul>



気候変動に適応する 取り組みを推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動対応商品の開発、販売促進</li> <li>○気候変動による影響を緩和する品種等の開発（農業）</li> <li>○減災、防災を意識したサービスの提供</li> </ul>
省エネルギー・ 新エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エネルギー効率の良い資材、経営資源の導入促進</li> <li>○再生可能エネルギー等の低炭素なエネルギーの導入促進</li> </ul>
<b>【共有空間】</b>	<b>（事業者の取り組み）</b>
市民協働による 共有空間の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域に貢献する事業所として、市民が自ら行う共有空間の維持管理への機器、オペレーターの提供</li> <li>○地域に貢献する事業所として、共有空間の清潔さと快適さを保つよう行動する</li> </ul>
公害を発生させない 配慮の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動に伴い、関連法令を遵守し公害発生を予防する</li> <li>○環境への影響に配慮した事業計画・執行を徹底する</li> </ul>
生物多様性の認識を 深め、適切な対応によ り生物の共生を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所の研修・レクリエーションに外来種駆除活動を取り入れ、職場の活性化につなげる（体験・学習）</li> <li>○地域の環境保全活動に協力し、地域に根差した事業所として信頼を得る（人的・物的支援）</li> </ul>
美しく快適な まちなみの創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域、事業所間の連携を図り、水や緑と田園風景の調和がとれた、統一感のあるまちなみづくりやまち全体の価値向上と魅力の創出</li> <li>○美しいまちなみを活用した事業活動の展開</li> <li>○事業所への花壇等の設置。潤いと安らぎをもたらす外観</li> </ul>
<b>【環境学習・情報発信】</b>	<b>（事業者の取り組み）</b>
環境意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境学習やイベントの運営支援を行うなど、地域で率先して行動する</li> </ul>
指導者及びリーダーの 育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導者・リーダーとなりうる、技能・知識を持った人の情報を行政や事業所と共有し、育成につなげる</li> </ul>
環境学習の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所属団体や職場において、環境に関するテーマを選択し、学習の場を作る</li> </ul>
環境情報の収集・ 整理・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市などが発信する様々な環境情報を、ホームページ等で入手し、活用する</li> </ul>

3 市の行動

市の取り組み	
【農 業】	（市の取り組み）
クリーン農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心で品質の高い農産物を安定的に生産するクリーン農業の推進</li> <li>○農業関係機関・団体との連携による技術等指導</li> <li>○「環境保全型農業直接支払」の取り組みに対する支援</li> </ul>
クリーンな深川産農産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>○移住者向け・ふるさと納税返礼品・特産物PRなど各種機会を通じたクリーンな農産物の紹介</li> <li>○学校給食及び市立病院等におけるクリーンな農産物の活用推進</li> <li>○スポーツ合宿チーム、高校、短大等部活動等へのPR</li> </ul>
農業の担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者の育成・確保</li> <li>○Uターン就農者等への支援</li> <li>○法人化等の検討・推進</li> </ul>
耕作放棄地の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本型直接支払制度の取り組みに対する支援</li> <li>○担い手への農地利用集積の促進</li> <li>○条件不利農地等の優良農地への転換</li> </ul>
農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための協働活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「中山間地域等直接支払」、「多面的機能支払」（「農地維持支払」、「資源向上支払」）などの共同活動への支援</li> <li>・地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取り組み、環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築への支援</li> </ul>
【水・水環境】	（市の取り組み）
適正な排水処理の励行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活排水処理施設*の適正利用についての啓発、指導</li> <li>○浄化槽等の汚水処理施設の適正管理</li> <li>○下水道等の生活排水処理施設*への接続推進の啓発</li> <li>○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽*への転換の啓発</li> </ul>
石狩川流域市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石狩川流域圏会議*を通じた情報交換</li> <li>○流域市町村で開催されるイベント等の周知・参加促進</li> <li>○流域市町村のつながりを活かした観光イベント・PR等の模索</li> </ul>
水源となる山間部の森林整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植林や育林、木育イベント等の活動支援</li> <li>○森林機能と景観に配慮した森林開発の啓発</li> <li>○水源地周辺における安全な水の確保</li> </ul>
生態系に配慮した水辺環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○治水・利水・環境保全を含めた総合的な河川の整備と保全が河川管理者によって実施されるよう地域として協力する</li> <li>○多くの生き物が棲む「生きている川」を目指し、人々が参加する川づくりを支援する</li> </ul>

【ごみ】	(市の取り組み)
<b>ごみの発生抑制</b> = 【リデュース】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食品ロスの削減をはじめとしたごみ減量化の活動支援</li> <li>○出前講座等を活用した市民へのごみ減量化の啓発</li> <li>○事業者・多量排出者へのごみ減量化の指導（分別の徹底）</li> <li>○ごみを出さないライフスタイル等先進事例の情報発信</li> </ul>
<b>ごみの再使用</b> = 【リユース】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フリーマーケット開催やフリマアプリ等の活用促進</li> <li>○リサイクル市の開催、取扱品の充実</li> <li>○リユース品・リフォーム、リノベーション*住宅等先進事例の紹介</li> </ul>
<b>ごみの再生利用</b> = 【リサイクル】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源物の分別排出指導（資源化できない汚損、破損を減らす）</li> <li>○リサイクル資源の引取先情報の整理</li> <li>○グリーン購入*の促進、北海道認定リサイクル製品*のPR</li> </ul>
<b>各種リサイクル法の遵守</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正処理の周知、啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種リサイクル法対象品の処理方法の周知</li> <li>・処理困難物等の処理方法の周知、指導</li> </ul> </li> <li>○ごみ処理施設見学等の学習機会の提供</li> </ul>
<b>不法投棄の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄防止看板の設置</li> <li>○不法投棄監視パトロールの実施</li> <li>○空知地域廃棄物不法処理対策戦略会議との連携</li> <li>○不法投棄の通報対応（警察・市民・事業所との連携）</li> <li>○市民及び事業所労働者の不法投棄撲滅の機運醸成</li> </ul>
<b>野外焼却（ドラム缶や簡易焼却炉を使用した焼却）の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○野外焼却防止のための周知・啓発</li> <li>○焼却炉の撤去指導</li> <li>○野外焼却の通報対応（警察・消防との連携）</li> </ul>
【地球温暖化】	(市の取り組み)
<b>実効性のある 温暖化対策の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○COOL CHOICEをはじめとした温暖化防止対策の取り組みやイベントの周知、啓発</li> <li>○地球温暖化対策実行計画策定・実施の検討</li> <li>○温暖化対策先進事例の整理・情報発信</li> <li>○温暖化を進めるフロンの適正な処理を促進</li> <li>○クールビズ、ウォームビズなどの取り組み</li> </ul>
<b>気候変動に適応する 取り組みを推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動に適応するための健康対策（熱中症・疫病対策）の推進</li> <li>○異常気象に対応したまちづくり</li> </ul>
<b>省エネルギー・ 新エネルギー対策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネルギーを意識した行動の更なる定着化の啓発</li> <li>○省エネルギー機器の導入促進</li> <li>○コンパクトシティ*、スマートシティ*などエネルギー効率を意識したまちづくりの推進</li> </ul>

	○公共施設の新築・改修の際は再生可能エネルギー導入や低炭素機器の導入を検討し、環境省補助事業とのマッチングを確認。防災対策、気候変動適応*対策、経済対策等を勘案し限られた財源で複数の課題解決を検討
<b>【共有空間】</b>	<b>（市の取り組み）</b>
市民協働による 共有空間の維持管理	○ポイ捨て、ふん害等防止の啓発を市民、事業所と連携する ○共有空間の美化、維持管理を市民、事業所と協働して行う ・環境美化パートナー制度、協働のまちづくり事業、深川市環境衛生協会*事業等の推進 ・優良な先進事例の情報発信
公害を発生させない 配慮の徹底	○各種公害防止法令等に基づき公害の発生や環境汚染を予防 ○PCB*廃棄物などの特別管理産業廃棄物の市内搬入を監視
生物多様性の認識を 深め、適切な対応により 生物の共生を図る	○調和のとれた生態系を維持し、多様な生物が健全に生息できる環境の確保
美しく快適な まちなみの創造	○水や緑と田園風景の調和がとれた、統一感のあるまちなみづくりやまち全体の価値向上と魅力の創出を計画
<b>【環境学習・情報発信】</b>	<b>（市の取り組み）</b>
環境意識の向上	○環境に配慮した生活・事業活動・行政活動の支援
指導者及びリーダーの 育成	○環境活動、環境教育を行う団体・事業所や人材との協働
環境学習の実践	○環境学習・体験の機会づくり
環境情報の収集・ 整理・活用	○環境に関する情報の整理と効果的な発信



## 第6章 計画の推進体制・進行管理

本計画は、「市民・事業者・市」がそれぞれの役割を担いながら推進する計画です。以下の体制を構築し、進行状況については、広報等を通じ、市民に公表することを原則とします。

### 1 推進体制

#### (1) 市民・事業者の参加

本計画の施策等を推進するに当たって、市民や事業者の理解や意見の反映に努めます。また、「市民・事業者・市」が協働して、環境の保全及び創造に関する取り組みを推進します。

#### (2) 深川市環境基本計画庁内推進委員会

本計画における市の各基本施策を、総合的、計画的に推進するための庁内横断組織として、設置しています。本委員会は計画の基本施策推進に際し、総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標数値の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

#### (3) 深川市環境審議会

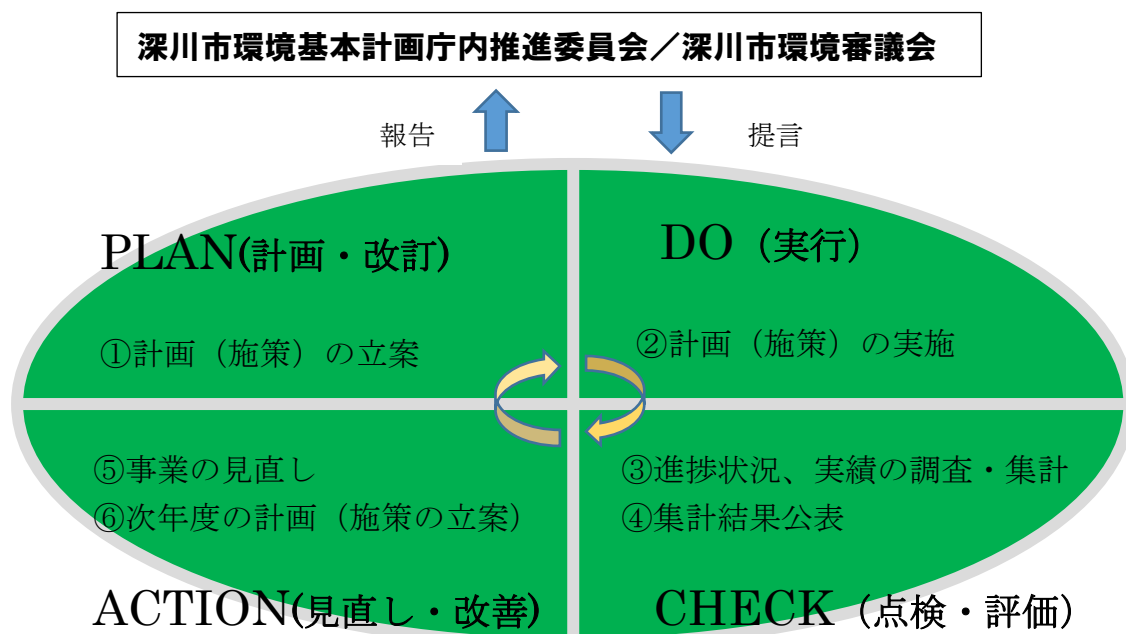
深川市環境審議会は、環境基本条例に基づき設置される市長の諮問機関として、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査審議します。

本計画に関しては、上記推進委員会からの報告を受け、その進捗状況の点検、評価を行うとともに、意見や提言を行います。また、市長の諮問に応じ、計画の策定及び見直しについて審議及び答申を行います。

### 2 進行管理

#### (1) PDCA\*サイクルによる進行管理

本計画を実効性のあるものとし、本市の目指す未来像を実現するため、毎年定期的に施策の実行状況を点検・評価し継続的に改善を図ります。そのため、深川市環境審議会の意見などを参考にPDCA\*サイクルの考え方に基づき、取り組み内容が継続的に向上していくよう見直しに努めていくこととします。



## ( 参 考 資 料 )

- 深川市環境基本条例
- 深川市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱
- 深川市環境審議会への諮問
- 深川市環境審議会からの答申
- 深川市環境審議会 委員名簿
- 環境基本計画策定の経過
  - ① 庁内推進委員会
  - ② 深川市環境審議会
  - ③ アンケート
  - ④ パブリックコメント
- アンケート（調査結果の抜粋）
- 用語解説

# 深川市環境基本条例

平成 17 年 6 月 30 日  
条例第 19 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 30 条)
- 第 3 章 地球環境保全の推進のための施策(第 31 条—第 32 条)
- 第 4 章 深川市環境審議会(第 33 条—第 37 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

### (定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となるおそれのあるものをいう。
  - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
  - (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に相互に協力し、連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (市民の責務)

- 第 4 条 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (事業者の責務)

- 第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
  - 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の軽減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
  - 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (市の責務)

- 第 6 条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自ら事業を実施するに当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### (施策の基本方針)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
  - (2) 生物の多様性を確保し、生態系の保護を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
  - (3) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好で快適な環境を確保すること。
  - (4) 廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
  - (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進し、地球環境保全に関する国際的取り組みへの貢献に努めること。

### (環境基本計画の策定)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
    - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項
  - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、深川市環境審議会の意見を聴かなければならない。
  - 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### (環境の状況等の公表)

- 第9条 市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

### (環境影響評価の措置)

- 第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

### (規制の措置)

- 第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### (経済的支援及び措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境保全及び創造に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは、適正な支援を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求め措置を講ずるものとする。

### (環境の保全に関する施設の整備等)

- 第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他環境への負荷の低減に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (事業者との協定の締結)

- 第14条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要なときは、事業者との間で環境への負荷の低減に資する協定を締結するものとする。

### (資源の循環的な利用等の促進)

- 第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

### (環境の保全と調和した農業等の促進)

- 第16条 市は、環境への負荷の低減と安全な食糧の生産を図るため、肥料及び農薬の適正な使用に努め、環境の保全と調和した農業等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。



(河川等の水質の保全等)

第 17 条 市は、良好な水環境を保全するため、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 18 条 市は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の生育環境の保全等)

第 19 条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないように適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な都市景観の形成等)

第 20 条 市は、快適で文化的な環境を維持し、及び創造するため、自然と調和した良好な都市景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美観の維持)

第 21 条 市は、美観の維持及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 22 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習等の推進)

第 23 条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する学習を推進するものとする。

2 市は、特に次代を担う子どもたちの環境の保全及び創造に関する教育及び学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 24 条 市は、市民、事業者及びこれらの者の組織する民間団体(以下「民間団体」という。)の環境に関する意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映させることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 25 条 市は、市民、事業者及び民間団体による環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供並びに調査研究の実施)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造活動に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に資するため、必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 27 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制の整備を図るものとする。

(国、北海道等との協力)

第 28 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国、北海道及びその他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 29 条 市は、市の機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 30 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 地球環境保全の推進のための施策

(地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 31 条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第 32 条 市は、地球環境保全に資するため、国、北海道及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 第4章 深川市環境審議会

(深川市環境審議会)

- 第33条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、深川市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する事項
    - (2) 環境基本計画に関する事項
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項
  - 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第34条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員及び関係団体を代表する者
  - (3) 一般公募による者
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
  - 3 審議会の臨時委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
  - 4 審議会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第35条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
  - 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第36条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
  - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

- 第37条 前4条に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、附則第2項については、平成17年10月1日から施行する。  
(深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 2 深川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年深川市条例第1号)の一部を次のように改正する。  
第6条を次のように改める。

第6条 削除

# 深川市環境基本計画庁内推進委員会設置要綱

平成18年7月1日

訓令第42号

(設置)

第1条 深川市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に関し、総合的な検討及び調整を図るため、深川市環境基本計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 基本計画案の策定に関すること。
- (2) 他の関連計画等との総合調整に関すること。
- (3) 計画の点検及び評価に関すること。
- (4) その他基本計画案の策定に関して必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 建設水道部長
- (2) 建設水道部次長
- (3) 環境課長
- (4) 企画財政課長
- (5) 総務課長
- (6) 自治防災室長
- (7) 健康福祉課長
- (8) 農政課長
- (9) 商工労政課長
- (10) 生涯学習スポーツ課長
- (11) 学務課長
- (12) 都市建設課長
- (13) 建築住宅課長
- (14) 上下水道課長
- (15) 農業委員会事務局長

2 委員会の委員長は、建設水道部長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する事務の終了の日までとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員が都合により会議に出席できないときは、その代替りの者の出席を認める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設水道部環境課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

## 深川市環境審議会への諮問

深建環環第138号

平成31年1月25日

深川市環境審議会

会長 西山育宏様

深川市長 山下貴史

(建設水道部 環境課環境係 担当)

「深川市環境基本計画」(案)について(諮問)

このことについて、「深川市環境基本条例」第8条第3項に基づき、次のとおり諮問します。

記

1. 別冊「第2次深川市環境基本計画」(案)

## 深川市環境審議会からの答申

平成31年3月14日

深川市長 山下貴史様

深川市環境審議会

会長 西山育宏

「深川市環境基本計画」(案)について(答申)

平成31年1月25日付け深建環環第138号をもって当審議会に対して諮問のありました「深川市環境基本計画」(案)について、慎重に審議を行った結果、計画案を適当と認めましたので、答申します。

なお、計画の推進にあたり、下記の意見を付しますので配慮願います。

記

1. 廃棄物の不適切な排出や不法投棄、さらにはペットのふんによるマナー違反などが後を絶たず、未だに多く見受けられることから、より一層、市民や事業者の意識向上に努め、身近な生活環境の保全に努められること。
2. 外来生物による生態系への影響や、野生動物等による農業被害が問題となっており、各主体において対策が行われているが、今後の対応について検討し、自然環境の保全に努めること。
3. 潤いと安らぎのある良好で快適な地域環境を確保するため、都市緑化や森林整備の推進に努めること。
4. 本計画の推進にあたっては、計画の内容について十分な周知を行い、より環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現するための、計画の実効性が確保できるよう努めること。

## 深川市環境審議会 委員名簿

氏名	フリガナ	所属	備考（任期）
西山 育宏	ニシヤマ ヤスヒロ	深川市環境衛生協会	H24. 4. 13～
渡邊 滋典	ワタナベ シゲノリ	深川市町内会連合会連絡協議会	H28. 3. 15～
大西 洋子	オオニシ ヨウコ	深川市保健推進員会	H20. 5. 12～
栗野 良寛	クリノ ヨシヒロ	深川市消費者協会	H29. 5. 1～
荒木 智子	アラキ トモコ	連合北海道深川地区連合会	H30. 5. 1～
佐藤 光司	サトウ コウジ	深川商工会議所	H31. 2. 8～
富川 裕一	トミカリ ユウイチ	深川市農民協議会	H30. 5. 1～
田中 英彦	タナカ ヒデアヒコ	拓殖大学北海道短期大学	H29. 10. 1～
東出 周子	ヒガシデ シュウコ	深川市内 J A 女性部連絡協議会	H29. 5. 1～
山田 禎史	ヤマタ タダシ	深川市校長会	H29. 5. 1～
近藤 英人	コンドウ ヒデアト	きたそらち農業協同組合	H25. 5. 17～
小川 広見	オカワ ヒロミ	深川建設業協会	H19. 10. 1～
八谷 和彦	ハチヤ カズヒコ	公募委員	H21. 7. 14～
池田 利典	イケダ トシノリ	公募委員	H27. 10. 1～



## 第 2 次環境基本計画策定の経過

### ①庁内推進委員会

回数	期日	内容・結果
第 1 回	H30. 4. 19	○計画策定のスケジュールと策定方針の説明
第 2 回	H30. 12. 19	○計画案の概要説明 ○計画案について協議

### ②深川市環境審議会

回数	期日	内容・結果
第 1 回	H30. 5. 18	○計画策定のスケジュールと策定方針の説明
	H31. 1. 25	○計画案を諮問
第 2 回	H31. 2. 8	○計画案の概要説明
第 3 回	H31. 2. 26	○計画案の審議
	H31. 3. 14	○答申

### ③アンケート

対象者	実施時期	内容・結果
市民	H31. 6. 28 ～ H31. 7. 13	○調査対象～全市民から年齢階層別（10代～70代）、男女別に抽出（1,000名）
事業者	H31. 6. 28 ～ H31. 7. 13	○調査対象～全事業者から 300 件を抽出
中学生	H31. 6. 28 ～ H31. 7. 30	○調査対象～市内中学 2 年生（143 名）

### ④パブリックコメント

対象者	期日	内容・結果
市民	H31. 1. 25 ～ H31. 2. 25	○生きがい文化センター、音江公民館、中央公民館、み・らい、納内支所、多度志支所、環境課及びホームページ、広報紙上にて意見募集。 ○提出された意見はありませんでした。

## ■深川市の環境に関する市民アンケート（調査結果の抜粋）

### 1. 配布・回収状況

実施時期	平成 30 年 6 月～平成 30 年 7 月
実施方法	郵送配布・郵送回収
対象者	深川市民のうち 18 歳以上の男女 1,000 人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出（地域別 5 区分、年代別 7 区分）
回収数・回答率	271（回答率 27.1%）
調査項目	<input type="checkbox"/> 居住地域の環境の変化について <input type="checkbox"/> 環境に対する興味・関心について <input type="checkbox"/> 身近な環境問題の有無について <input type="checkbox"/> 深川市の環境の点数について <input type="checkbox"/> 実践している環境行動について <input type="checkbox"/> 深川市における優先すべき取り組みについて <input type="checkbox"/> 利便性と環境の向上のバランスについて <input type="checkbox"/> 守るべき、残したい環境について <input type="checkbox"/> 関心のある環境用語、環境問題について

### 2. 回答者構成比

#### ①男女構成

男 性	133	49.08%
女 性	135	49.82%
無回答	3	1.11%

#### ②年齢構成

10代	17人	6.27%
20代	31人	11.44%
30代	32人	11.81%
40代	35人	12.92%
50代	42人	15.50%
60代	53人	19.56%
70才以上	59人	21.77%
無回答	2人	0.74%

#### ⑤世帯構成

1人世帯	44人	16.24%
2人世帯	103人	38.01%
3人世帯	48人	17.71%
4人世帯	37人	13.65%
5人世帯	18人	6.64%
6人以上の世帯	19人	7.01%
無回答	2人	0.74%

#### ③職業構成

農 林 業	17人	6.27%
自 営 業	12人	4.43%
会社員・公務員	81人	29.89%
パ ー ト	33人	12.18%
家事従事	22人	8.12%
学 生	17人	6.27%
無 職	62人	22.88%
そ の 他	25人	9.23%
無 回 答	2人	0.74%

#### ④地区構成

深 川	132人	48.71%
一 已	74人	27.31%
納 内	21人	7.75%
音 江	38人	14.02%
多 度 志	4人	1.48%
無 回 答	2人	0.74%

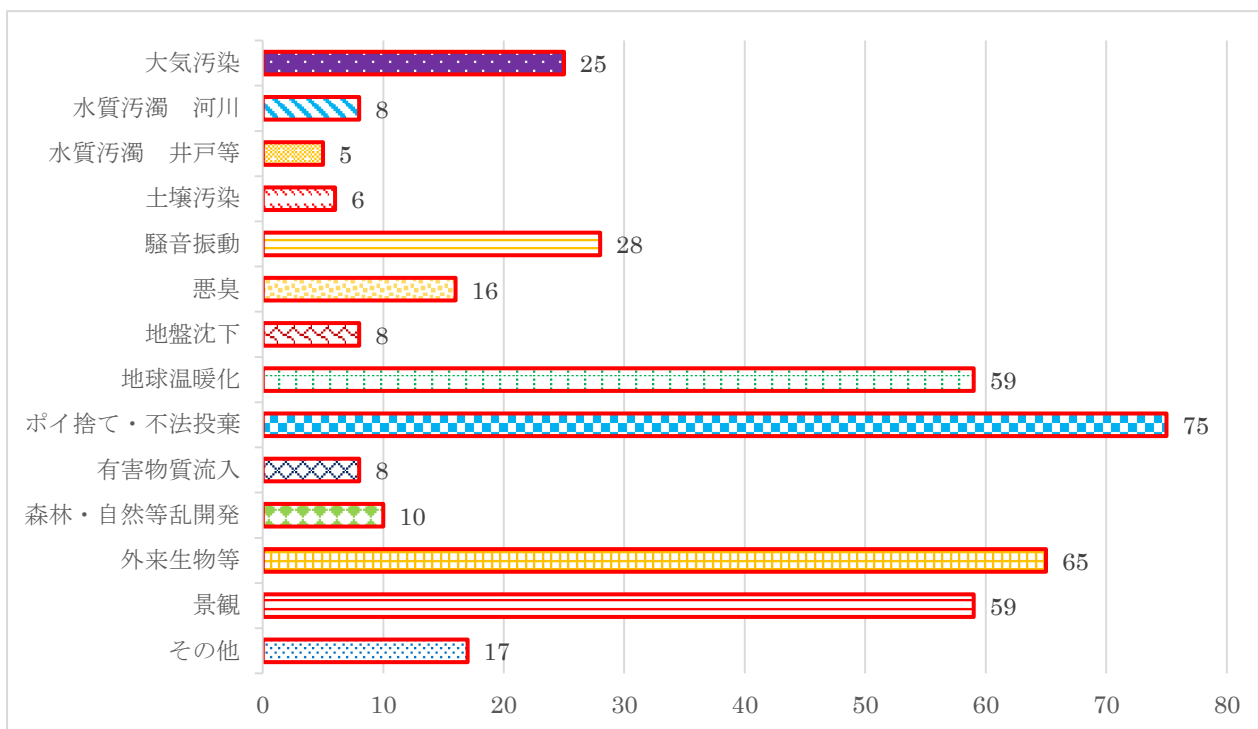
#### ⑥居住年数構成

2年未満	15人	5.54%
2年～5年	16人	5.90%
5年～10年	17人	6.27%
10年～20年	43人	15.87%
20年以上	176人	64.94%
無 回 答	4人	1.48%

### 3. 設問に対する回答内容

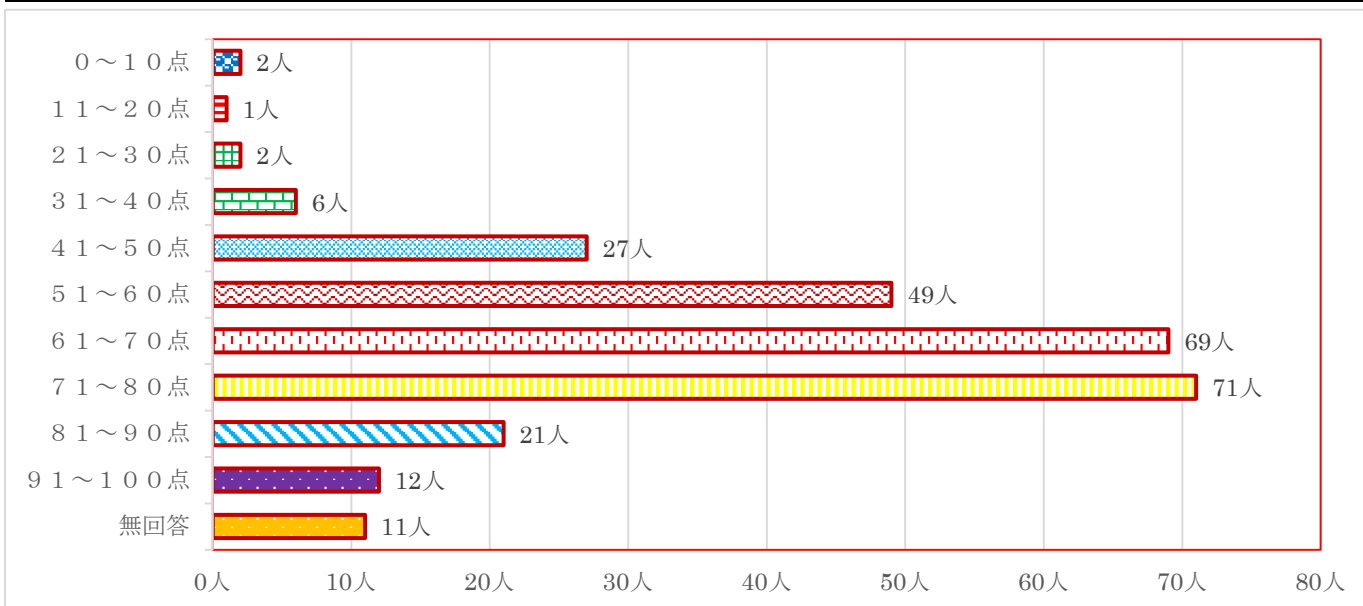
#### 問4 身近にある環境問題について（具体例） 総回答数 389

○ポイ捨て・不法投棄が75人と1番多い（19%）。  
 ○外来生物等が65人で2番目に多い（17%）。  
 ○景観と地球温暖化が共に59人で3番目に多い（15%）。  
 ○外来生物の発生や景観の悪化、地球温暖化の影響など身近に感じられる事例が増えてきていると考えられます。また、騒音振動、大気汚染など公害に関連する事例も点在している懸念があります。



#### 問5 深川市の環境の点数について

●71～80点が1番多い。（26%）、61～70点が2番目に多い。（25%）、51～60点が3番目に多い。（18%）  
 ●比較的満足度の高い点数をつけている61点以上の人が63.8%となっています。



## ■深川市の環境に関する事業者アンケート（調査結果の抜粋）

### 1. 配布・回収状況

実施時期	平成30年6月～平成30年7月
実施方法	郵送配布・郵送回収
対象者・抽出方法	市内事業所から300事業所を無作為抽出
回収数・回答率	140（回答率46.7%）
調査項目	<input type="checkbox"/> 事業所周辺の環境問題について <input type="checkbox"/> 深川市の環境の点数について <input type="checkbox"/> 事業所としてCSRへの取り組み状況について <input type="checkbox"/> 事業所として実践している環境行動について <input type="checkbox"/> 関心のある環境用語、環境問題について <input type="checkbox"/> 深川市における優先すべき取り組みについて <input type="checkbox"/> 環境に対する興味・関心について <input type="checkbox"/> 利便性と環境の向上のバランスについて

### 2. 回答者構成比

#### ①業種構成

農 林 業	6	4.29%
鉱・砂利採取業	2	1.43%
建 設 業	18	12.86%
製 造 業	9	6.43%
電気・ガス・水道業	3	2.14%
情報通信業	1	0.71%
運輸・郵便業	9	6.43%
卸売・小売業	29	20.71%
金融・保険業	3	2.14%
不動産・賃貸業	1	0.71%
学術研究等	10	7.14%
宿泊・飲食業	6	4.29%
生活関連・娯楽	3	2.14%
教育・学習	2	1.43%
医療・福祉	11	7.86%
複合サービス	1	0.71%
サービス業	20	14.29%
公務	0	0%
分類不能	1	0.71%
その他	0	0%
無回答	5	3.57%

#### ②事業所の形態

工場・作業所	24	17.14%
事務所・営業所	63	45.00%
物流・交通拠点	2	1.43%
店舗・飲食店	35	25.00%
研究所	0	0%
その他	16	11.43%
無回答	0	0%

#### ③事業所立地地区構成

深 川	82	58.57%
一 已	29	20.71%
納 内	5	3.57%
音 江	19	13.02%
多 度 志	4	1.48%
無 回 答	1	0.74%

#### ④従業員数構成

20名未満	116	82.86%
20～49名	16	11.43%
50～99名	7	5.00%
100～199名	1	0.71%
200～299名	0	0%
300名以上	0	0%
無 回 答	0	0%

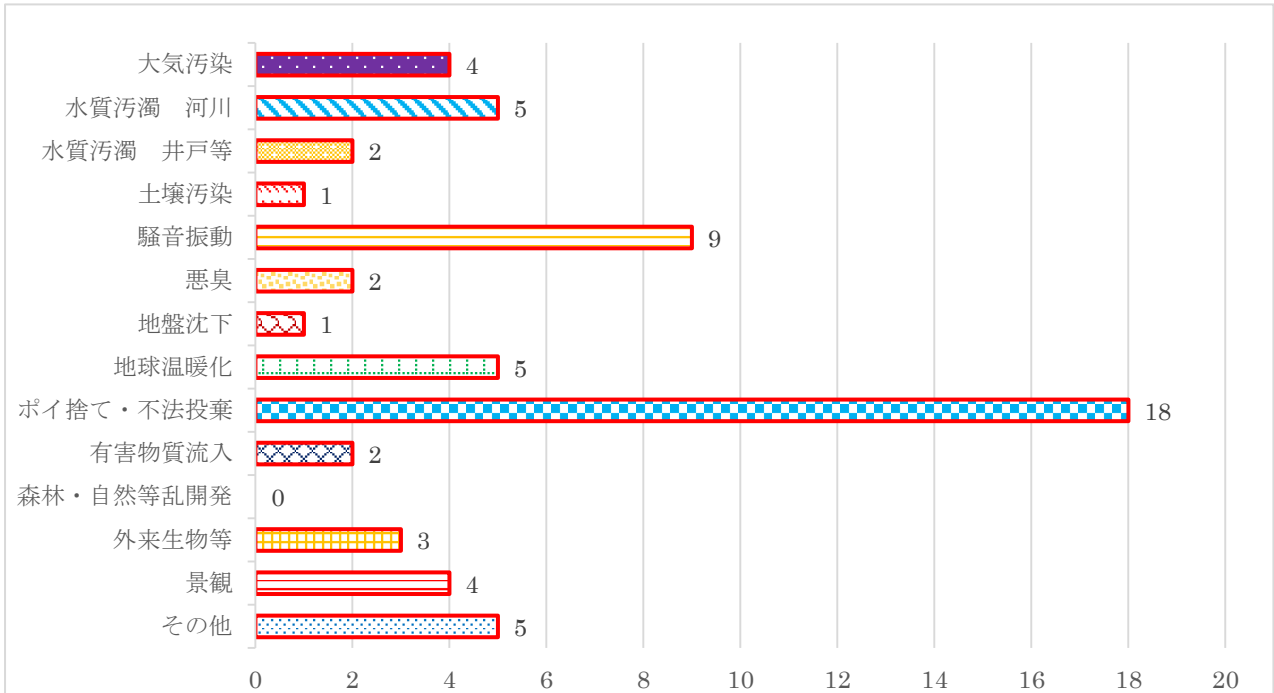
#### ⑤設置年数構

2年未満	7	5.00%	10年～20年	32	22.86%
2年～5年	6	4.29%	20年以上	90	64.29%
5年～10年	5	3.57%	無 回 答	0	0%

### 3. 設問に対する回答内容

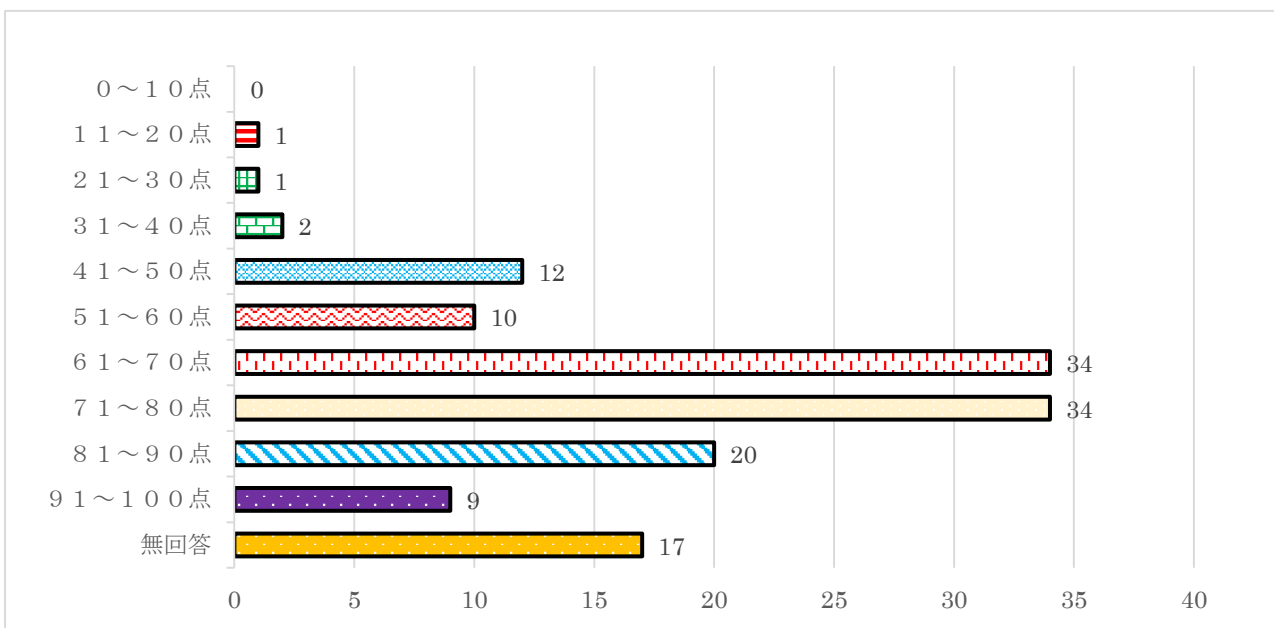
#### 問2 身近にある環境問題について（具体例）

- ポイ捨て・不法投棄が18件と1番多い。（30%）前回調査同様高い水準です。
- 騒音振動が9件で2番目に多い。（15%）商業・工業地域での立地などに関連して、市民アンケートとは異なった結果か。前回調査時より数は減ったが同じ様な水準です。
- 河川の水質汚濁と地球温暖化が共に5件で3番目に多い。（8%）河川の水質汚濁は前回調査と同じ様な水準です。



#### 問4 深川市の環境の点数について

- 71～80点、61点～70点が1番多い。（24%）、81～90点が2番目に多い。（14%）
- 比較的満足度の高い点数をつけている61点以上が68%となっています。





## ■深川市の環境に関する学生アンケート（調査結果の抜粋）

### 1. 配布・回収状況

実施時期	平成 30 年 6 月～平成 30 年 7 月
実施方法	学校へ持参・給食車にて回収
対象者	深川市内中学校 2 年生
回収数・回答率	1 4 1（回答率 9 8. 6%）
調査項目	<input type="checkbox"/> 居住地の環境の変化について <input type="checkbox"/> 環境に対する興味・関心について <input type="checkbox"/> 身近な環境問題の有無について <input type="checkbox"/> 深川市の環境の点数について <input type="checkbox"/> 実践している環境行動について <input type="checkbox"/> 深川市における優先すべき取り組みについて <input type="checkbox"/> 利便性と環境の向上のバランスについて <input type="checkbox"/> 守るべき、残したい環境について <input type="checkbox"/> 関心のある環境用語、環境問題について

### 2. 回答者構成比

#### ①男女構成

男 性	7 3	51.77%
女 性	6 8	48.22%
無回答	0	0%

#### ②地区構成

深 川	69 人	48.94%
一 已	51 人	36.17%
納 内	5 人	3.55%
音 江	14 人	9.93%
多 度 志	2 人	1.42%
無 回 答	0 人	0.00%

#### ③世帯構成

1人世帯	0人	0.00%
2人世帯	7人	4.96%
3人世帯	13人	9.22%
4人世帯	65人	46.10%
5人世帯	33人	23.40%
6人以上の世帯	23人	16.31%
無 回 答	0人	0.00%

#### ④居住年数構成

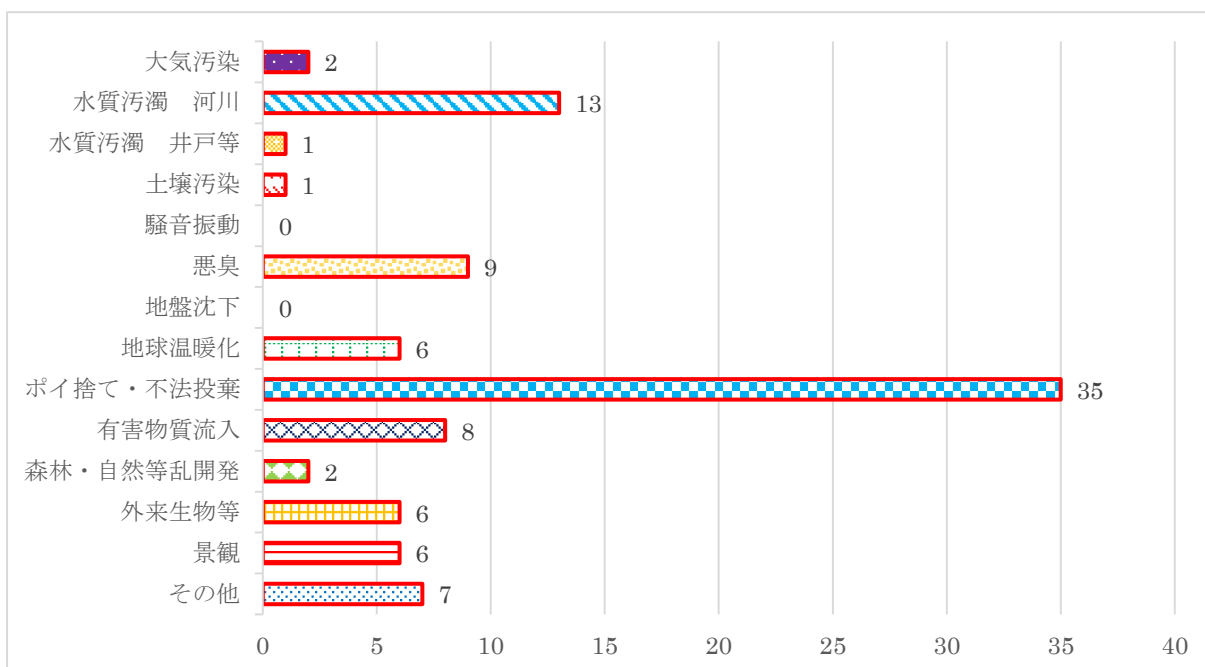
生まれた時から	107人	75.89%
小学校入学前から	23人	16.31%
小学生になってから	10人	7.09%
中学生になってから	1人	0.71%
無 回 答	0人	0.00%

※回答内容の設問等の標記については、市民アンケートに合わせた形の標記としていますが、中学生へのアンケートの設問は学生用に簡易な表現を用いて標記しています。

### 3. 設問に対する回答内容

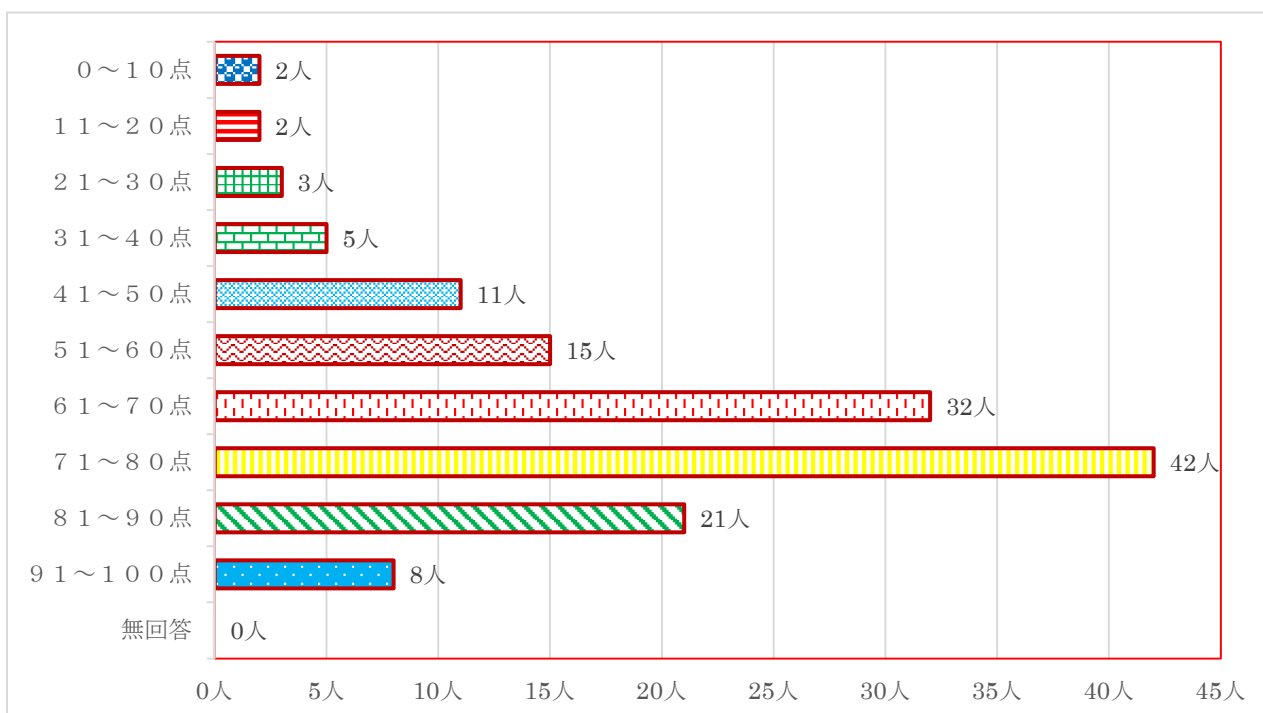
#### 問4 身近にある環境問題について（具体例）

- ポイ捨て・不法投棄が35人と1番多い。（36%）
- 水質汚濁河川が13人で2番目に多い。（14%）
- 悪臭が9人で3番目に多い。（9%）



#### 問5 深川市の環境の点数について

- 71～80点が1番多い（30%）。61～70点が2番目に多い（23%）。
- 81～90点が3番目に多い（15%）。
- 比較的満足度の高い点数を付けている61点以上の人が74%となっています。



## 用語解説

### (あ)

#### □ 「愛知目標」

地球規模で劣化が進んでいるとされる、生物多様性の損失に歯止めをかけるために設定された「2010年目標」に代わり、第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で合意された20項目の個別目標で2011年以降の戦略計画として、2020年までに効果的かつ緊急な行動を実施することを目指す短期目標と2050年までに「自然と共生する世界」の実現を目指す長期目標。

#### □ 「アダプトプログラム」

道路・河川・公園等の一定範囲について、地域住民、愛護団体、NPO、企業等が自発的なボランティア活動を行い、行政と住民がパートナーとなり、住民自ら責任を持って適正な維持管理を行い、美しい生活環境を創り出していこうとする新しい取り組み。1985年に、米国テキサス州におけるハイウェイの美化清掃事業において、Adopt A highway Program(アダプト・ア・ハイウェイ・プログラム)の名称で初めて導入され、その後、幅広い市民参加を得る手法として全米に広まった「市民と行政の協働」を進めるための一手法。

#### □ 「イエスクリーン表示制度」

正式名称は「北のクリーン農産物表示制度」。北海道の恵まれた自然条件を生かし、有機物の施用等による土づくりや化学肥料・農薬の使用を必要最小限に抑えたクリーン農業を導入する等、一定の基準を満たして栽培された農産物に「YES! Clean」マークを表示し、より安全・安心な農産物であることをわかりやすく消費者へ知らせる北海道独自の表示制度。

#### □ 「石狩川流域圏会議」

石狩川流域にある46の市町村が、流域の豊かな環境や資源を活かした活性化に関する施策や様々な問題について、流域の視点を持ち協働で検討し、関係機関への提案や取り組み等を行い流域の総合的な発展に資する会議。

#### □ 「イノベーション」

物事の「新しい切り口」「新しい捉え方」のこと。新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす変革を意味する。

#### □ 「エコカー」

エコロジー（環境）とエコノミー（節約）の性格を合わせもつ、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。電気自動車、燃料電池車、ハイブリッド・カーなどの総称。

#### □ 「エコドライブ」

経済速度での走行、急激な加速・減速をしない、アイドリングを少なくする、適正タイヤの空気圧管理など燃料の消費を抑える運転手法。

#### □ 「エコアクション21」

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。一般に、「PDCAサイクル」を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。必ず取り組む行動として、省エネ、廃棄物の削減・リサイクル、節水、自ら製造・販売する製品の環境性能の向上及びサービスの改善などを規定している。

### (か)

#### □ 「外来種」

本来、その地域に生息していなかった動植物で、人間の活動により他の地域から持ち込まれ、その地域に定着した動植物。近年、導入された地域の環境に過剰に適応し、人間の生活や地域固有の生態系に影響を及ぼす「侵略的外来種」による被害の事例が目立っている。国外由来の外来種（外来生物）と国内由来の外来種（国内外来種）に分けられる。

#### □ 「合併処理浄化槽」

世帯ごとに設置され、家庭からの排水を下水処理場と同様に、浄化する設備を「浄化槽」といい、家庭からの「し尿」と「生活排水（台所、風呂）」を合わせて（合併）処理する浄化槽を「合併処理浄化槽」という。また、「し尿」のみ（単独）処理する浄化槽は、「単独処理浄化槽」という。

- 「環境美化パートナー制度」  
「アダプトプログラム」の趣旨を取り入れた市民と行政がお互いの役割分担を定めて、両者のパートナーシップのもとで継続的に美化活動を進める制度。
- 環境保全型農業直接支払  
「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づき、農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する制度。
- 「環境 ISO14001」  
国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステム（企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組みを実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと）に関する国際規格であり、その中でもっとも重要とされているもの。
- 「気候変動適応」  
気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、これらの被害を回避・軽減し適応することが必要となっており、気候変動適応法案などが閣議決定されている。
- 「北空知衛生センター組合」  
北空知の深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の 1 市 5 町で構成され、「ごみ」と「し尿」の処理を行う一部事務組合（＝自治体の消防、ごみ処理等の行政サービスの一部を共同で行う組織）。
- 「基礎自治体」  
国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるものを指す。市、町、村、及び特別区の 4 種類がある。
- 「北空知広域水道企業団」  
昭和 53 年に深川市、沼田町、秩父別町、北竜町の北空知 1 市 3 町によって、水事情の悪化と今後の水需要の増大に対処するため、1 つの浄水場から水道水を各市町に供給する広域的な地方公営企業として設立された。その後、昭和 56 年に妹背牛町が加わり、現在は 1 市 4 町によって運営されている。
- 「協働のまちづくり事業補助金」  
地域の公共的な課題の解決や活性化に向けて町内会や市民活動団体等が独自に、また他団体と協働で取り組む活動（環境美化活動、地域の活性化等）。現在「協働のまちづくり事業補助金」により支援を行っている。
- 「クリーン農業」  
堆肥等の有機物の施用等による土づくりに努め、化学肥料や農薬の使用を必要最小限にとどめる等、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。  
本市では、安全でおいしい農産物を安定的に生産するため、化学肥料や農薬等を北海道で慣行的に使用されている量よりも約 30%削減することを目標として、様々な努力や生産技術の確立に取り組んでいる。
- 「グリーン購入」  
商品やサービスの必要性、価格、品質以外に環境へ負荷が小さなものを基準として、購入すること。
- 「コンパクトシティ」  
都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。徒歩による移動性の確保、職住近接、建物の混合利用などが実現されている都市。

## （き）

- 「循環型社会ビジネス」  
産業革命以降、経済は資源を使って製品を生み出し、それを消費し、廃棄するという直線的なモデルで営まれてきたが、役割を終えた製品や資源を回収し、再生させ、再利用するという循環型のビジネスモデルのこと。

- 「食品ロス」  
まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。
- 「処理困難物」  
本市のごみ処理施設において、適正に処理をするものが困難な廃棄物。処理先は、各種販売店等。例：タイヤ、バッテリー、自動車、自動二輪車、原動機付き自転車、ガスボンベ、消火器、ピアノ
- 「スマートシティ」  
ITや環境技術などの先端技術を駆使して制御し、街全体の電力の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。太陽光や風力での発電など再生可能エネルギーを効率的良く使い。環境負荷を抑える。双方向で通信できる情報網と送電網をつなぎ、余剰電力を不足する家庭に送電するなどして需給バランスを最適に保つスマートグリッド（次世代送電網）、電気自動車の充電システム整備に基づく交通システム、蓄電池や省エネ家電などによる都市システムを総合的に組み合わせた街づくり。
- 「生活環境の保全に関する環境基準」  
河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の1つ。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数についての基準値が定められています。（もう1つの環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」＝重金属や化合物等の人体に有害な物質の基準値）。
- 「生活排水処理施設」  
「公共下水道」、「農業集落排水処理施設」、「個別排水処理施設」等、生活排水（し尿、台所・風呂水等）を浄化し、河川に放流する施設。
- 「生活排水処理率」  
 $(\text{生活排水処理施設に接続している世帯の人口}) / (\text{全人口}) \times 100$
- 「生産履歴」  
生産者、生産地、生産期間、生産方法（栽培方法や農薬や肥料の種類・使用量・使用方法）等、農作物の生産に関する記録。（「トレーサビリティ」は、収穫されて流通段階の記録を指す）
- 「生物多様性」  
生物に関する多様性を示す概念。地球全体に、人間も含めた様々な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性から構成される。この生物のつながりがもたらす恵み（生態系サービス）によって人間の命や暮らしが支えられており、例えば、お米、野菜、魚、おいしい水をもたらしてくれたり、自然の仕組みから技術革新のヒントを得ることなどがあげられる。資源の乱獲や過剰消費による種の絶滅や、外来種の移入による遺伝子の攪乱、土壌汚染などによる生息環境の悪化などが問題となる。

## （た）

- 「（農業の）多面的機能」  
農業は、食料等農産物を生産するだけでなく、その生産活動を通じて、国土の保全、水資源の涵養、自然環境や美しい景観の形成、伝統文化や食文化の継承等、国民の暮らしや環境にとって欠かせない役割を果たしている。これらの役割を総称して、「多面的な役割」又は「多面的機能」と呼ぶ。
- 「単独処理浄化槽」  
世帯ごとに設置され、家庭からの排水を下水処理場と同様に、浄化する設備を「浄化槽」という。家庭の「し尿」のみ（単独）処理する浄化槽を、「単独処理浄化槽」という。また、「し尿」と「生活排水（台所、風呂）」を合わせて（合併）処理する浄化槽は「合併処理浄化槽」という。
- 「地球温暖化対策実行計画」  
「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3の規定に基づき、都道府県及び市町村が、自らの事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出削減等の取り組みについて策定する計画。
- 「中山間地域等直接支払制度」  
農業生産条件が不利な状況にある中山間地域（平野の外縁部から山間地を指す）等における農業生産の維持を図りながら、中山間地域の農業・農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止等の多面的機能を確保するために、国、市



町村が一体となって支援する制度。

□ 「出前講座」

市民団体等が主催する集会等に職員が講師として出向き、市政の説明又は職務上習得した専門知識を活かした実習等を行うことで、市民の市政に対する理解を深め、学習機会の充実を図る制度。  
まちづくりや健康に関すること、市の施設の見学など多くのメニューがある。

□ 「トレーサビリティ」

市場に流通する食料品等において、生産者から消費者に届くまでの流通の履歴が確認できること。  
（「生産履歴」は、流通前の生産段階の記録を指す）

## （な）

□ 「認定農業者」

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的・安定的な農業経営の目標等を内容として策定された市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向け、農業者自らが作成した「農業経営改善計画」が市町村に認定された農業者。  
認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策及び担い手支援のための基盤整備事業等が重点的に実施される。

□ 「農業用廃プラスチック」

ビニールハウス等農業で利用したあとの使用済のものを全般的に「農業用廃プラスチック」という。  
大きく二種類に分けることができ、ビニールハウスのビニールによく使用される塩化ビニルフィルム（農ビ）と、畑の表面を覆い生育を促進させるポリエチレンフィルム（農ポリ）がある。  
これらは、産業廃棄物として適正な処理を行うよう法律で義務付けられており、野焼き等の焼却は有害物質であるダイオキシンが発生するため、法律で禁止されている。

## （は）

□ 「パリ協定」

京都議定書以来、18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組み。気候変動枠組条約に加盟する196カ国が参加。2020年以降の地球温暖化対策を定め、排出量削減目標の策定義務化や進捗の調査など、各国が削減目標を作成・提出・維持する義務と、削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務を負っていることが最大の特徴。

□ 「深川市環境衛生協会」

本市に居住する住民を会員とし、本市の環境衛生の向上を図ることを目的とする。環境衛生についての啓発宣伝、環境美化の推進、各地域の生活環境整備事業への支援、公共団体の行う事業に対する協力、循環型社会の構築について必要な啓発宣伝等を実施している。

□ 「フリマアプリ」

オンライン上でフリーマーケットのように、主に個人間（C to C）による物品の売買を行えるスマートフォン用のアプリ（モバイルアプリケーション）。

□ 「北海道認定リサイクル製品」

道内で発生した廃棄物等を原材料として、道内で生産されたりサイクル製品で、「北海道リサイクル製品認定制度」の基準により北海道が認定している製品。

## （や）

□ 「野外焼却」

廃棄物処理法第16条の2の規定により、処理基準に従わない廃棄物の焼却（ドラム缶や簡易焼却炉での焼却等）は禁止されている。

## （ら）

□ 「リサイクル率」

$$\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

□ 「リターナブルびん」

一升びん（清酒等）、ビールびん、ウイスキーびん、焼酎びん、牛乳びん、清涼飲料びん等洗浄して繰り返し使われるびん。通称「生きびん」。

□ 「リノベーション」

建築物の修理、改造。耐震性や省エネ性などの機能を高める、事務所用ビルを居住用マンションに変更するなど、既存の建物を大規模改装し新しい価値を加えることをいう。用途変更や時代の変化に合わせた機能向上を伴う点でリフォームと区別される。

## （ABC 123）

□ 「COOL CHOICE」

資源の限られた国で生まれた賢い省エネアイデア。そして世界からCOOLと賞賛される最先端技術。その2つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことがCO2排出を抑える力になるとして、これから目線で身の回りのものを選ぶとする国民運動のこと。エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」がその一例。

□ 「CSR」

Corporate social responsibilityの略。企業の社会的責任。企業の責任を、従来からの経済的・法的責任に加えて、企業に対して利害関係のあるステークホルダー（利害関係者）にまで広げた考え方。単なる法令順守という意味以上に、様々な社会のニーズを、価値創造、市場創造に結びつけ、企業と市場の相乗的発展を図ることがCSRである。CSRは企業の信頼構築、競争力を向上させるほか、株価の上昇にも影響を与える。

□ 「PCB」

ポリ塩化ビフェニルの略称。熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れている。加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサといった電気機器の絶縁油、塗料など幅広い分野に用いられた。生体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。発がん性があり、皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことが分かっている。

□ 「PDCA」

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字の略。継続的に業務改善を実施していくための業務管理の手法。品質管理や生産管理など様々な場面で活用されている。

□ 「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っている。日本としても積極的に取り組む姿勢をみせているもの。

□ 「SNS」

social networking serviceの略。人と人とのつながりやコミュニケーションを促進し、コミュニティや社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。

□ 「3R」

ごみを出さない取り組みである、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）と、ごみが出しまったら、適正に処理する取り組み、リサイクル（Recycle：再資源）の頭文字の”R”をとり、この3つの取り組みを表したもの。

□ 「6分別14種類」深川市のごみの収集区分

分別	種類
①「燃えるごみ」	燃えるごみ
②「燃えないごみ」	燃えないごみ
③「生ごみ」	生ごみ
④「容器資源ごみ」	ペットボトル、白色トレイ、空カン、空ビン
⑤「紙等資源ごみ」	ダンボール、新聞、雑誌、紙パック、蛍光管、乾電池
⑥「粗大ごみ」	粗大ごみ

## 第 2 次深川市環境基本計画

平成 31 年 3 月

発行

北海道深川市 建設水道部環境課

〒074-8650 北海道深川市 2 条 17 番 17 号 (東庁舎)

TEL : (0164) 26-2444 FAX : (0164) 22-2460

E-Mail : [kankyo@city.fukagawa.lg.jp](mailto:kankyo@city.fukagawa.lg.jp)

HP アドレス : <https://www.city.fukagawa.lg.jp/>